

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成30年9月5日（第1日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成30年平泉町議会定例会9月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会9月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から平成30年5月分から7月分までの現金出納検査、平成30年度7月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、選挙管理委員会委員長から選挙管理委員及び補充員の任期が満了することに伴い、選挙を行うよう通知がありましたので報告いたします。

次に、教育委員会から、平泉町教育委員会事務事業等に関する点検評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会9月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、定例会6月会議以降の諸報告事項については、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、広域連合議会議員から、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

おはようございます。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会について、その概要を次のとおり報告いたします。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議員、寺崎敏子。

それでは、ご報告を申し上げます。

報告書の55ページの裏をご覧いただきたい、お開きいただきたいと思います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が平成30年7月4日に岩手県自治会館において開催されました。

付議事件は、承認案件1件、同意案件1件、計2件で、全て原案のとおり可決されました。
内容につきましては、56ページと57ページに議案書の写しを添付しておりましたので、お目通し願いたいと思います。

以上で岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで広域連合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

58ページをお開きいただきます。

6月9日、毛越寺本堂落慶30年記念法要が開催されております。

6月10日になります、産直ひろば日曜日、JAいわて平泉支店の場所ではありますが、直売会の本年の開店のセレモニーが行われております。

6月21日、おくのほそ道の風景地ネットワークの総会が当町で開催されております。

6月25日になります、世界遺産平泉・一関DMO通常総会が開催されております。

6月28日になります、一関市・平泉町体育協会連携締結記念グラウンドゴルフ大会が一関市で開催されております。

6月29日になります、平泉芭蕉祭全国俳句大会と同時に、6月29日、平和の祈りが開催されております。

7月7日になります、平泉世界遺産祭が開催されております。同時の7月7日、「平泉倶楽部」グラウンドオープンセレモニーが長島の平泉倶楽部の建物の中で行われております。

7月15日になります、平泉水かけ神輿本渡御が行われております。

7月21日になります、一関地区交通安全協会長島分会の通常総会が開催されております。

7月24日になります、岩手県次期総合計画の策定に向けた意見交換会が奥州市で行われております。県南局管内の首長の方々が参集しての県との意見交換であります。

8月8日、9日になります、8月8日は岩手河川国道事務所・東北地方整備局要望活動、その次の日になりますが、本庁、国土交通省等、中央要望に出かけております。

8月10日、平泉町戦没者追悼式が開催されております。

8月15日、平泉町成人式が開催いたしております。

8月16日、大文字送り火の法要が開催され、悪天候のため、8月20日に大文字送り火は行われておりますが、その分火式が中尊寺で行われております。

そして8月22日になります、役場で県への要望会を開催いたしたところでありました。

裏のページになります。

9月1日になりますが、道の駅平泉で黄金メロンの試食即売会が開催され、本年は特に味の乗

りもよく、1日、2日、2日間で完売となったところであります。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、升沢博子議員及び8番、佐々木一治議員を指名します。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会9月会議の会議期間は、本日から9月14日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から9月14日までの10日間に決定しました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第3、町長所信表明演述を行います。

青木町長、登壇願います。

町 長（青木幸保君）

このたび、平成30年8月27日付で2期目の平泉町長に就任いたしました青木幸保でございます。何とぞよろしくお願いをいたします。

本日、ここに平成30年平泉町議会定例会9月会議が開催されるに当たり、今後の町政運営に対する考え方について、私の所信の一端を述べさせていただきます。

1期目の4年間は、農業に例えるならば、畑を耕し種をまいた段階と表現してまいりました。町の主役である町民と行政との距離を縮め、町民総参加のまちづくりを行うことを掲げ、そしてこのたび、今後もさらに推進することをお約束いたしました。これからも町職員とともに、町民と直接対話する地域懇談会や若者会議を開催しますし、私自身も議会は当然のこと、さまざまな場を捉えて多くの方々からのご意見等に耳を傾けて、町民総参加のまちづくりを進めてまいります。

人口減少対策につきましては、景気が徐々に上向き、地方創生の名のもと、企業が地方へと進出を始めた今こそ、積極的に企業誘致に取り組み、働く場を確保し、Uターン、Iターンする若者を呼び込むことに努めてまいります。

また、子育て支援につきましては、待機児童ゼロを継続して達成することを目指し、役場のみならず、民間事業者との連携も模索してまいります。

さらに、高齢者福祉につきましては、いきいき百歳体操の推進とともに、高齢者が元気に明るく暮らせる生活支援体制づくりを進めてまいります。特に交通手段のないの方々に対する交通施策につきましては、実態を把握し、民間事業者とも協議を重ね、新たな方策について検討してまいります。

安全安心なまちづくりにつきましては、各地域の自主防災組織や消防団と連携し、町民の安全確保に努めてまいります。

また、近年各地で見舞われている豪雨災害につきましては、より速やかに避難情報等を届けることができるように体制を整えてまいります。

さらに、災害時における要援護者の支援につきましては、民生委員、行政区等関係機関の理解と協力を得ながら推進してまいります。

農業の振興につきましては、東稲山麓の世界農業遺産を目指し、それを地域活性化の起爆剤にしようとして取り組んでまいりました。残念ながらこのたびは見送られたわけですが、この活動によってさまざまな取り組みが始まり、地域が元気になっていくのを実感いたしております。今後につきましては、岩手県と奥州市、一関市でつくっております協議会に委ねることにはなりますが、地域の活力と持続可能な地域づくりを見据えながら、再チャレンジしたいと考えておりますので、皆様のお力をおかし願えれば幸いです。

また、昨年、農業と観光、商工業の融和を図るために道の駅平泉が開業いたしました。地域農産物につきましては、出荷組合の取り組みをさらに充実させてまいります。町内の餅米を使用したお菓子の売れ行きは順調に伸びております。開業して1年と半年ほどたちましたが、運営に関しては手探りではあるものの、町内を活性化させる拠点として、これからもさまざまな角度からサポートしてまいります。

さらに、観光の振興につきましては、外国人観光客の受け入れ態勢を整え、インバウンド観光を推進してまいります。

大型事業につきましては、第1にスマートインターチェンジが挙げられます。スマートインターチェンジが完成することによって、町民に限らず、観光客の流れや物流が大きく変化することが予想されますが、それらを当町にとって最良の方向へと導き、その効果を最大限に生かす施策を講じてまいります。

次に、公民館と図書館を合築する社会教育施設につきましては、教育委員会が中心となって推進し、用地買収や発掘調査を行い整備してまいります。

国際リニアコライダーにつきましては、政府与党が建設に前向きな姿勢を示しておりますが、巨大なプロジェクトであり、難解な部分も多いことから、周辺自治体とともにきめ細やかな普及啓発に努めつつ、町民の理解を得ながら実現に向けて取り組んでまいります。

教育の振興につきましては、歴史にとどまらずに平泉町自身を知り、平泉町を愛する心を育てる平泉学をより一層推進してまいります。

また、これからのグローバル化社会に向けて英語教育に力を入れますし、役場内に配置しております国際交流員を活用した事業を推進してまいります。

さらに、今後建設されます公民館と図書館を合築した施設は、社会教育の場にとどまらない、多くの方々が集えるコミュニティを形成するにぎわいを生む空間としてまいります。

世界文化遺産につきましては、登録7周年に当たる今年度から10周年記念事業を企画立案することにより、その周知を図り、意識をさらに醸成してまいります。

また、世界文化遺産の保護と活用につきましては、発掘調査と復元整備を進め、それらを公開することによって多くの町民が親しみを持てるものにしてまいります。

最後になりますが、当町は非常にコンパクトな町ですが、その特性をメリットに変えていきます。例えば、全行政区を回っての地域懇談会、毎年400人を超える町民が集まって開催される新年交賀会などは、平泉町でなければできない取り組みと言えます。この町民と行政のお互いの顔が見える関係こそは、当町の大きな魅力の一つだと考えております。今後もこの魅力を最大限に生かしていく所存です。

以上、今後の町政運営の基本について申し述べました。

このたびの立候補を通して、たくさんの町民の方々から多くのご意見を頂戴いたしました。私は町民と行政の対話を大切にし、一緒にまちづくりができる環境づくりをさらに目指します。あすの平泉をつくる主役は町民です。次代を担う若者たちが希望と誇りを持てるまちづくりに全力を尽くします。これが私の2期目の平泉町長としての決意です。

議員皆様のご理解とご協力、町民の皆様の町政への参画を心からお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

平成30年9月5日、平泉町長、青木幸保。

議長（佐藤孝悟君）

これで町長所信表明演述を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

日程第4、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択についての請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋伸二です。

おはようございます。

請願書の写しが配付されてございますので、それをお目通しいただきたいと思っております。

請願第1号でございます。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

請願者は、一関市山目字中野130、岩手県教職員組合県南支部、支部長、三好浩史。

請願内容は、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択についての請願でございます。

紹介議員は、私、高橋伸二と高橋拓生議員でございます。

請願理由でございますが、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっております。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのためにも教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2019年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願するものであります。

意見書の内容ですが、1つは、計画的な教職員定数改善を推進すること。2つには、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元することでございます。

よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は総務教民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第5、報告第5号、平成30年度平泉町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

はじめに、報告案件2件につきまして、それぞれ1件ずつご説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

報告第5号、平成30年度平泉町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告についてでございます。

議案書2ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告しようとするものでございます。

平成30年度平泉町一般会計補正予算(第3号)。

平成30年度平泉町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ368万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,957万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案書2ページの裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金363万8,000円。これは財政調整基金繰入金の増額でございます。

歳入合計、補正額363万8,000円。

次に、歳出でございます。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費363万8,000円。これは、平成30年6月30日の大雨により発生した町道南郷線の法面崩落箇所の災害復旧測量設計業務委託料の増額でございます。

歳出合計、補正額363万8,000円。

以上のとおり報告させていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で報告第5号を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ないようですので、次に進行いたします。

議長（佐藤孝悟君）

日程第6、報告第6号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書4ページをお開き願います。

報告第6号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告しようとするものでございます。

裏面をお開きください。

はじめに、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、赤字はございません。

実質公債費比率は9.1%、将来負担比率は57.0%でございます。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計及び簡易水道事業特別会計並びに下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、いずれにおいても資金不足はございませんでした。

以上のとおり報告をさせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

次に、監査委員から、平成29年度財政健全化審査意見書及び平成29年度経営健全化審査意見書について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告願います。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

それでは、あらかじめお渡しの別冊、平成29年度平泉町財政健全化・経営健全化審査意見書を

ご準備願います。

私と議選監査委員佐々木雄一氏の両名で行いました審査結果をご報告申し上げます。

3ページをご覧願います。

審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれも早期健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

続いて、5ページをご覧願います。

平成29年度経営健全化審査意見書についてでございます。

審査の結果、水道事業会計、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の各特別会計の資金不足比率は、経営健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で報告第6号を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ないようですので、次に進みます。

議長（佐藤孝悟君）

日程第7、認定第1号から日程第15、認定第9号までの平成29年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、認定案件9件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、認定案件9件についてご説明を申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

認定第1号、平成29年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度平泉町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、6ページをお開きください。

認定第2号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

認定第3号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

認定第4号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、9ページをお開きください。

認定第5号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、10ページをお開きください。

認定第6号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、11ページをお開きください。

認定第7号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、12ページをお開きください。

認定第8号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、13ページをお開きください。

認定第9号、平成29年度平泉町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度平泉町水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

監査委員から、平成29年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の決算審査意見についての報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告願います。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

私と議選監査委員佐々木雄一氏の両名で決算審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

それでは、お手元の資料、平成29年度平泉町歳入歳出決算審査意見書に基づき説明いたします。

表紙をめくり、目次ページに記載の平成29年度歳入歳出決算総括表をご覧ください。

一般会計歳入の不納欠損額は136万5,766円となっています。平成28年度は271万288円でしたので、昨年度比134万4,522円、49.61%の減となりました。収入未済額は1,937万7,015円となり、前年度比1,347万9,643円の減でした。

なお、特別会計歳入歳出決算状況は11ページ以降に記載のとおりですので、お目通し願います。

それでは、3ページをお開き願います。

第一、平成29年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算意見書に基づいてご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成29年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類を審査した結果は以下のとおりです。

1、審査の対象につきましては、（1）平成29年度平泉町一般会計から、（7）平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計までを対象といたしました。

2、審査の期間は平成30年8月1日から8月17日までの間で実施しました。

3、審査の方法は、ここに記載のとおり、（1）から（4）まで従来と同じ方法で行いましたので、お目通し願います。

4、審査の結果でございます。

平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査した結果は次のとおりです。

（1）現金の保管状況、有価証券、出資金等の計数は、関係帳簿、証拠書類及び指定金融機関の収納支出の各計数と合致しており、正確と認められます。

（2）予算の執行は、議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われたものと認められます。

審査結果の講評です。

（1）収入未済額及び不納欠損額の圧縮。

平成29年度の町税の現年度課税及び滞納繰越分を合わせた収入未済額は1,712万2,359円となり、徴収率は97.9%でした。前年度に比べ、収入未済額は556万6,931円減少し、徴収率は0.8ポイント増加しました。収入未済額の主なものは固定資産税1,042万5,936円で、全体の60.9%を占めていました。

これは、現年度分の早期納付勧奨や徴収業務の地道な実施等によるものと思われま。町税は歳入の根幹をなす重要な財源であり、同時に税負担の公平性の観点からも引き続き徴収体制の強化に取り組んでください。

なお、使用料や諸収入等の収入未済額も発生しており、新たな財政負担の要因とならないよう、滞納の初期段階での迅速な対応により収入未済の事前防止に努めてください。

平成29年度の不納欠損額の総額は172万3,666円となり、前年度に比べ262万2,622円減少しました。総額は減少傾向にあるものの、歳入のさまざまな項目にわたり不納欠損が発生しています。不納欠損は町民の納税納付意欲の減退にもつながりかねないことから、その対応に当たっては、法令等の定めるところにより、滞納者の支払い能力等個別事由を調査、判断の上、厳正に処理されるようお願いいたします。

(2) 時間外勤務について。

平成29年度の時間外勤務手当は4,089万4,659円となり、前年度と比較し142万5,998円増加しました。時間外勤務については、職場ごとの偏りがあることや、何よりも長時間労働による職員の健康障害リスクの増加が懸念されます。時間外勤務は業務内容、組織体制等さまざまな要素が絡み合って発生しており、一律の削減が容易でないことは推測されます。しかし働き方改革が推奨される今、組織のあり方として職場全体で取り組むべき課題と捉えていくような意識改革に努めてください。また、時間外勤務の削減のみを目的とするのではなく、各職場ごとの業務量・内容、業務の偏り、人員配置等を十分に把握し、労働環境の改善に努めてください。

(3) 持続可能な財政運営。

近年、当町では平泉スマートインターチェンジ整備事業や社会教育施設整備など大型の投資事業が始まっており、将来の財政への影響度が大きいと言えます。町税等の歳入は生産年齢層の減少からも大幅な伸びは期待できないことから、国の地方財政措置や経済対策の動向に注視しながら、厳しい社会情勢にあっても安定した事業運営を行っていくため、今後の事業、施策の展開に当たっては、投資効果を十分に見きわめつつ健全な財政運営の維持に努めてください。

(4) 指定管理者制度の運用について。

指定管理者制度の導入においては、公の施設管理に民間の能力を活用することで施設の設置目的が効果的に達成されることが期待されます。当町においても住民の期待、関心が寄せられており、本制度がより効果的な運用となるよう努めてください。公の施設の設置者の立場にあることを踏まえ、指定管理者による施設の管理運営について適切な指導監督をお願いします。

次に、5、審査の総括的意見ですが、特に地方自治法第2条第14項で定めている、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」を基本的な視点にして進めました。

当町の各会計の予算及び収入、支出額の決算係数について関係帳簿及び証拠書類を照査し係数を突合、さらに係数の根幹をなす事項及び社会的関心度の高い事項についてヒアリングを行い、審査した結果、おおむね適正な処理と認められました。

このほか、各課へ平成29年度運営方針のチェック表の提出を求め、運営状況、施策の実施状況、今後の方針等についても説明を受けました。

各課が取り組んだ主な活動を(1)から(11)まで列記しましたので、お目通し願います。

次に、7ページ、6、審査の個別的意見に移ります。

(1) 一般会計。

平成29年度一般会計の決算額は、表にお示しのとおり、前年度対比、歳入総額5.71%減少、歳出総額も5.73%の減少で、差引額は5.23%減少の決算結果でした。

ア、歳入をご覧ください。

歳入に見る自主財源の割合は11億7,230万円、24.4%、依存財源は36億3,986万6,000円、75.6%で、自主財源は前年度比2億8,660万円、19.6%の減少でした。

8ページ、町税収納状況の推移表をご覧ください。

平成29年度町税は8億4,519万2,984円で、前年度比831万4,166円、0.99%増となりました。固定資産税は976万4,421円、2.28%の減少。たばこ税も420万1,519円の減収となりましたが、町民税は前年度比2,192万3,111円、7.36%の増加。軽自動車税、入湯税も前年度比プラスとなりました。収入未済額は1,712万2,359円で、前年度比556万6,931円、24.54%の減少となりました。

町税は町の主要財源であり、税負担の公平性の観点からも、現年度課税分の早期納付勧奨等による新たな滞納の抑制、滞納発生時の迅速な対応等、引き続き収入未済額の圧縮に努めてください。

9ページ中ほどの表、町債収入の推移をご覧ください。

平成29年度の町債収入は5億1,340万円で、前年度対比1億30万円の増、歳入合計のうち町債の占める割合は7.93%で町債割合は1.84ポイントの増でした。

次に、イ、歳出をご覧ください。

平成29年度一般会計歳出の総額は46億8,430万661円で、前年度に比較して2億8,447万2,600円減で、5.7%減の歳出規模となりました。

今年度における歳出の主なものとしては、民生費10億2,181万8,341円、土木費7億2,282万8,223円によるものでした。

10ページ上段、繰出金の状況表をご覧ください。

一般会計から特別会計への繰出金は3億191万149円で、前年度に比較して1,293万8,525円減となりました。

なお、平成29年度の一般会計繰越明許費として、次のとおり250万円が翌年度に繰り越しました。

10ページ下段、性質別歳出の状況表をご覧ください。

平成29年度の消費的経費の総額は27億4,725万9,000円で、前年度に比べて1億5,682万4,000円減の5.4%減となりました。人件費については1,434万1,000円増となりました。補助費等は993万7,000円減の1.4%減となりました。

また、その他の経費では、投資的経費が1億3,177万6,000円減で13.0%減、公債費は1,201万2,000円減で2.3%減、繰出金は1,553万7,000円減で3.6%減となりました。

11ページ上段、公債費支出の推移をご覧ください。

平成29年度一般会計及び特別会計の歳出合計金額は62億2,745万1,667円で、公債費合計金額は7億4,596万5,743円でした。公債費支出の割合は11.98%で、前年度対比0.41ポイント増となり

ました。

町債・企業債未償還残高表では、平成29年度末における平泉町の町債・企業債の未償還残高は87億1,870万円、前年度対比8,860万3,000円減、町民1人当たり113万3,000円となりました。

11ページ下段、(2)特別会計をご覧ください。

平成29年度の特別会計は、国民健康保険特別会計ほか5会計で、その決算状況は次表のとおりでした。

なお、公営企業の特別会計は基本的に事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うことを原則にしています。

主な特別会計について報告いたします。

ア、国民健康保険特別会計の要点について報告いたします。

平成29年度の収入済額は10億3,568万1,102円で、前年度に比較して1,915万4,724円増の1.88%増となりました。なお、支出済額は9億2,982万4,457円で、前年度に比較して644万9,724円増の0.70%増となりました。

平成29年度末の国民健康保険税の収入未済額は1,853万9,802円で、前年度に比較して633万6,736円減となりました。また、平成29年度末の調定額1億8,963万7,838円に対する収入未済額の割合は9.78%で、前年度の割合12.21%を2.43ポイント下回りました。また、不納欠損額は28万2,600円で、前年度に比較して135万3,400円減となりました。

負担の公正性・公平性及び行政に対する信頼性の観点から、滞納発生の防止対策、滞納整理の早期着手等、計画的な徴収対策を行い、また、時効中断等による不納欠損の抑制など、今後も収納率向上に取り組んでください。

イ、後期高齢者医療特別会計。

平成29年度の収入済額は8,255万6,426円で、前年度に比較して299万1,581円増の3.76%増となりました。

支出済額は8,119万1,185円で、前年度に比較して249万1,713円増の3.17%増となりました。

平成29年度末の後期高齢者医療保険料の収入未済額は7万4,200円で、前年度に比較して7万2,000円減となりました。

ウ、健康福祉交流館特別会計。

平成29年度の収入済額は6,525万3,286円で、前年度に比較して42万7,140円減の0.65%減となりました。また、支出済額は6,320万3,383円で、前年度に比較して71万3,652円増の1.14%増となりました。

平成29年度の入館料は3,444万1,350円で、前年度に比較して151万1,900円減の4.2%減となりました。入館者数は9万7,577人で、前年度に比較して2,074人減の2.08%減となりました。

一般会計からの繰入金は1,983万4,000円で、前年度に比較して184万円増の10.23%増となりました。

エ、町営駐車場特別会計、オ、下水道事業特別会計、カ、農業集落排水事業特別会計は、記載のとおりですのでお目通し願います。

14ページ、7、財産に関する調書について報告いたします。

(1) 土地。

町有地の地積は778万7,438平米で、前年度比9,772平米増加しました。

(2) 建物から(6)基金までの項目について、関係帳簿と突合の結果、計数は正確でした。株券及び出資金、出損金等についても、現物を確認した結果、残高は正確で保管も適正に処理されておりました。

15ページ、第二、平成29年度平泉町基金運用状況審査意見書について報告します。

4、審査の結果。

各基金とも関係帳簿と証拠書類を照合し、金融機関が発行する預貯金残高証明書とも突合して審査した結果、基金の設置目的に合致した運用がなされており、基金の保管管理も適正に行われていました。計数は正確であり、全般にわたり適正に運用管理されているものと認められました。

31ページ、第三、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算審査意見書をご覧ください。

1、審査の対象から3、審査の方法までは記載のとおりですので、お目通し願います。

4、審査の結果につきましては、(1)から(2)に記載のとおり、適正な事務処理と認められました。

32ページ、5、審査の総括的意見。

平成29年度の簡易水道事業特別会計の決算は、予算及び収入・支出済額について関係帳簿及び証拠書類を照査し、さらに計数の根幹をなす事項についてヒアリングを行い審査した結果、収入・支出済額については適正かつ正確に処理されているものと認められました。

6、審査の個別的意見につきましては(1)から(2)に、また、7、財産に関する調書につきましても(1)から(4)に記載のとおりですので、お目通し願います。

35ページ、第四、平成29年度平泉町基金(簡易水道事業分)運用状況審査意見書をご覧ください。

1、審査の対象から3、審査の方法までは記載のとおりですので、お目通し願います。

4、審査の結果につきましては、記載どおり適正な事務処理と認められました。

41ページ、第五、平成29年度平泉町水道事業会計決算審査意見書をご覧ください。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは記載のとおりですので、お目通し願います。

42ページ、5、審査の結果につきましては、(1)から(5)に記載のとおり、適正な事務処理と認められました。

43ページ、6、審査の総括的意見。

(1)平成26年度から平成29年度までの純利益の推移では、表に記載のとおり利益には増減はありますが、順調に利益を計上しております。

(2)業務量では、年間総配水量67万5,531立米に対し、年間有収水量54万634立米と、年間有収率は80.03%、対前年度比0.50ポイント減となりました。有収率の向上は資源の有効活用と安定給水に直結するものですので、有収率の向上に努めてください。

(3) 今年度の事業収入に関する事項の給水収益、税込みの収入済額は1億5,508万6,878円、収納率98.98%で、収納率は対前年度比0.16ポイント増となりました。また未収入額は160万6,185円、現年度160万948円、過年度は5,237円となりました。

平成27年7月から料金改定を実施し、平成28年度以降は当初から改定後の料金適用となり、給水収益は順調に入りました。また、日ごろの徴収努力により、平成27年度の大口需要先の倒産による大口の未収金の発生以降、未収の発生額は減少してきております。今後とも早期の納付相談や給水停止等を含めた積極的な滞納整理対策を継続し、新たな未収の発生防止と未収金の早期回収に努めてください。

水道事業の運営は料金改定により順調です。しかし、人口減少により使用量の増加が見込めない、構造的ともいえる給水量の減少傾向に対処していくためには、給水原価の一層の引き下げも必要であり、そのような状況での設備の維持修繕については、アセットマネジメント、資産管理の結果を分析、活用し、老朽化した配水池対策を含めた全体計画を準備されるようお願いいたします。

鉛製給水管対策については、町が実施した水質検査では国の定める基準値以下ではありますが、さらなる水質の向上と漏水対策として、鉛管更新事業の計画の前倒し等も含め、利用者にとってより安全・安心な水道となるよう鉛管の早期解消へ向け引き続き努力してください。

また、工事施行における安全管理について、工事事故の予防保全に努め、現場に即した安全管理をさらに徹底してください。

今後、適切な経営方針のもとに、抜本的、かつ、的確な対策を実施していくためにも、企業の実態を明確に示す会計情報の作成、開示が必要であると考えます。

これから先、将来にわたる給水人口の減少、施設の老朽化等、事業環境の変化を見据え必要な給水収益を安定的に確保するため、国が「新水道ビジョン」に示す「安全で強靱な水道の持続」という観点に留意しながら、引き続き水道事業の運営に邁進されるようお願いいたします。

44ページ、7、審査の個別的意見につきましては、(1)から(6)に記載しておりますので、お目通し願います。

以上で意見書の説明を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

本案については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号まで、認定案件9件については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定し

ました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時06分

再開 午前 11時19分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

日程第16、議案第30号から日程第26、議案第40号までの条例案件1件、事件案件2件、補正予算案件8件、以上合計11件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件1件、契約案件1件、事件案件1件、補正予算案件8件、合計11案件についてご説明を申し上げます。

14ページをお開きください。

議案第30号、平泉町企業奨励条例の一部を改正する条例でございます。

14ページの裏をお開きください。

提案理由でございますが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律及び地域再生法等の一部が改正されたため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、15ページをお開きください。

議案第31号、町道祇園線道路改良工事（その2）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

町道祇園線道路改良工事（その2）の請負契約に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

工事名、町道祇園線道路改良工事（その2）。

工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡地内。

契約金額、1億3,824万円。

請負者、住所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢4番地1、氏名、朝田建設株式会社、代表取締役、朝田豪でございます。

次に、16ページをお開きください。

議案第32号、平成29年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

平成29年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金3,220万8,495円のうち、1,000万円を資本金に、300万円を減債積立金に、1,500万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余を繰り越す

ものとするものでございます。

提案理由でございますが、平成29年度平泉町水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案しようとするものでございます。

次に、17ページをお開きください。

議案第33号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第4号）でございます。

平成30年度平泉町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億175万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,132万9,000円としようとするものでございます。

次に、34ページをお開きください。

議案第34号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億267万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億557万6,000円としようとするものでございます。

次に、37ページをお開きください。

議案第35号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,576万4,000円としようとするものでございます。

次に、39ページをお開きください。

議案第36号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,626万円としようとするものでございます。

次に、41ページをお開きください。

議案第37号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,804万3,000円としようとするものでございます。

次に、44ページをお開きください。

議案第38号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,411万9,000円としようとするものでございます。

次に、49ページをお開きください。

議案第39号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度平泉町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,867万8,000円としようとするものでございます。

次に、53ページをお開きください。

議案第40号、平成30年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、平成30年度平泉町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第2款簡易水道事業収益、第2項営業外収益、37万6,000円の減。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、212万円の減。第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用、8,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,544万6,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,110万8,000円、建設改良積立金1,000万円、引継現金3,300万円、過年度分損益勘定留保資金6,133万8,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第2款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費、9万6,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、202万4,000円の減

第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,324万8,000円に改める。

以上、提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第30号から議案第40号まで、ただいま説明のあった議案については、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第40号までの条例案件1件、事件案件2件、補正予算案件8件、以上合計11件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

それでは、引き続き一般質問を行います。

議長（佐藤孝悟君）

日程第27、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

質問通告1番、真竈光幸であります。平成30年9月定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。

質問に入ります前に、青木町長におかれましては、さきの町長選挙に無事再選されましたことに、まずお祝いを申し上げます。1期目にまいた種を2期目に花を咲かせ、そして果実にしていくという決意で今回の選挙戦に臨まれたことと思います。ぜひ住民の希望をかなえられるよう取り組んでいただきたいと思います。

そこで、今回質問させていただきます第1件目は、青木町政2期目へのご自身の抱負について伺うものであります。冒頭に所信表明の演述をいただきまして、内容と重なるところがありますが、その中のぜひ目玉になった部分をお聞かせいただければというふうに思います。

1つ目に伺いますのは、町長のキャッチフレーズであります、田んぼの土手で話し合ったことをあすの町政の大事な意見として吸い上げていくという、いわゆる町民の要望に配慮するとした町民総参加型町政運営の取り組み方につきまして、2期目にはどう進化をさせていくのか、その方針を伺います。

2つ目に、人口減少が進む中、若者定住対策としての雇用の場の確保とともに、結婚と子育て支援策の拡充が望まれますが、取り組み方針について伺います。

3つ目に、交通弱者対策として地域公共交通ネットワーク形成について検討することとしていますが、その進捗状況を伺います。

青木町政1期目で取り組まれた案件はもちろんこれだけではありませんが、まいた種を果実にしていくという決意を述べられています代表的な案件について、抱負と方針を伺うものであります。

2件目の大きな項目の質問につきましては、防災についてであります。

昨年定例会9月会議の一般質問でも伺いましたが、ここ数年、毎年のように発生する豪雨災害、ことしは西日本の広い範囲が猛烈な雨に襲われ、甚大な被害が生じました。気象庁では特別警報を出して最大級の警戒を呼びかけましたが、それにもかかわらず200人を超える人命が失われました。

洪水と土砂災害、国内のどこでも起こり得る災害にどう備え、警報にはどう反応すべきかを考

えていかなければならない重要な案件であります。このことに関しまして、3つの質問をいたします。

1つ目は、こうした災害への備えとして、ハザードマップの活用方法を住民に周知する必要があり、各地域での説明を行うべきと考えますが、見解を伺います。

2つ目は、北上川上流のダム放流情報の迅速な住民通知のあり方や、連携する機関からの災害情報の住民への通知方法の見直しなど、取り組む必要があると考えますが、見解を伺います。

3つ目は、新聞を学校教育で活用するN I E、いわゆるニュースペーパー・イン・エデュケーションというものでありますが、災害を考える授業として取り入れるべきと考えますが、見解を伺います。

3件目の大きな質問は、法定外公共物道路と水路の管理について伺います。

1つ目には、町内の法定外公共物であります道路、いわゆる赤道、水路、いわゆる青道であります。こういったところには露出したコアストーンがある箇所もあります。大雨時の落下防止などの対策として、道路と水路の点検の実施と現状の把握を行うことができないのか伺います。

2つ目に、14区内前林地区民泊、平泉倶楽部前の前林地先法定外公共物道路は、大雨時に表土や碎石が町道大同線にまで流出し、通行が著しく妨げられるほか、水路や農地への土石流入が起きております。こうした法定外公共物道路と水路の改修や自然災害後の修繕を地域住民で行う場合の補修資材支給などの考え方について伺うものであります。

4件目に、スマート農業への取り組みについて伺います。

農作業の省力化やコスト低減を目的とするスマート農業が今後の営農に欠かせない時代になります。若者の就農支援策や集落営農支援策として、農業用 I C T機器やドローンを活用するスマート農業にどのように町として取り組むのか、その方針を伺います。

質問は以上であります。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の青木町政2期目への抱負についてのご質問であります。

町民の要望に配慮するとして町民総参加型町政運営の取り組み方について、2期目の方針を伺うのご質問にお答えをいたします。

やはり第1に、町民の皆様の声を聞くことです。これからも議会は当然のこと、区長会や各委員会等の町民の代表の皆様との直接対話は行ってまいりますし、若者会議や地域懇談会も開催してまいります。

人口減少対策につきましては、景気が徐々に上向き、地方創生の名のもと、企業が地方へと進出を始めた今こそ、積極的に企業誘致に取り組み、働く場を確保し、Uターン、Iターンする若者を呼び込むことに努めてまいります。

また、高齢者福祉につきましては、いきいき百歳体操の推進とともに、高齢者が元気に明るく

暮らせる生活支援体制づくりを進めてまいります。

安全安心なまちづくりにつきましては、各地域の自主防災組織や消防団と連携し、町民の安全確保に努めてまいります。また、近年各地で見舞われている豪雨災害につきましては、より速やかに避難情報等を届けることができるように、体制を整えてまいります。

農業の振興につきましては、束稲山麓の世界農業遺産を目指し、それを地域活性化の起爆剤にしようとして取り組んでまいりました。残念ながらこのたびは見送られたわけですが、この活動によってさまざまな取り組みが始まり、地域が元気になっていくのを実感したところであります。今後につきましては、岩手県、そして奥州市、一関市でつくっております協議会に委ねることにはなりますが、地域の活力と持続可能な地域づくりを見据えながら再チャレンジしたいと考えておりますので、皆様方の特段のお力添えを賜ればと思います。

大型事業につきましては、第一にスマートインターチェンジが挙げられます。スマートインターチェンジが完成することによって、町民に限らず観光客の流れや物流が大きく変化することが予想されますが、それらを当町にとって最良の方向へと導き、その効果を最大限に生かす施策を講じてまいります。

次に、公民館と図書館を合築する社会教育施設につきましては、教育委員会が中心となって推進し、用地買収や発掘調査を行い整備してまいります。

国際リニアコライダーにつきましては、政府与党が建設に前向きな姿勢を示しておりますが、巨大なプロジェクトであり難解な部分も多いことから、周辺自治体とともにきめ細やかな普及啓発に努めつつ、町民の理解を得ながら実現に向けて取り組んでまいります。

教育の振興につきましても、歴史にとどまらず、平泉町自身を知り平泉町を愛する心を育てる平泉学をより一層推進してまいります。

また、今後建設されます公民館と図書館を合築した施設は、社会教育の場にとどまらない、多くの方々が集えるコミュニティを形成するにぎわいを生む空間としてまいります。

世界文化遺産につきましては、登録7周年に当たる今年度から10周年記念事業を企画立案することにより、その周知を図り、意識をさらに醸成してまいります。

これからもわかりやすい行政運営に努めてまいりますし、町民の皆様方にも機会を捉えて説明いたしますので、さまざまな事業に参画、参加いただきたいと思います。

次に、人口減少が進む中、若者定住対策としての雇用の場の確保とともに、結婚、子育て支援策の拡充が望まれるが、取り組み方針を伺うのご質問にお答えをいたします。

定住と仕事は切り離すことはできない事項であり、仕事があることで生活が成り立ち、安心して定住を実行に移すことができるものと考えております。

就労場所の確保のための企業誘致の推進や仕事情報の発信などの施策もあわせて実施してまいります。

また、結婚支援につきましては、今年度より結婚新生活支援事業補助金制度を開始したところですが、これは34歳以下の新婚世帯を対象とし、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、新居の購入費や引っ越し費用を20万円を上限に助成するものであります。ぜひ活用いただきたいと思います。

思います。

さらに、子育て支援策につきましては、昨年度には子ども医療費助成の18歳までの拡充や予防接種情報提供サービスの導入を実施したところであります。今年度は若者会議を開催し、町の実施する事業や施策について意見交換を行っているところですので、子育て中の若者の意見や要望を参考にしながら子育て環境の充実に努めてまいります。

次に、交通弱者対策として地域公共交通ネットワーク形成について検討することとしているが、その進捗状況を伺うのご質問にお答えをいたします。

交通弱者対策としての地域公共交通ネットワーク形成につきましては、運送事業者や地域住民、関係行政機関らで組織する道路運送法に基づいた地域公共交通会議を本年中に立ち上げます。会議の場では、地域の足を確保していくためにはどういった方策が有効であるかについて話し合いを重ね、この協議結果を踏まえて、町にとって望ましい公共交通ネットワークを展開してまいりたいと考えております。

次に、2番の防災についてのご質問の、集中豪雨や猛暑など深刻な被害をもたらす自然災害が続いているが、災害への備えとしてハザードマップの活用方法を住民に周知する必要がある、各地域での説明を行うべきと考えるが見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

ハザードマップ、平泉町防災マップであります。昨年平成29年12月に作成し、ことしの2月に町内全世帯に配布を行い、行政区長や各自主防災組織の代表者を対象とした説明会を開催したところでございます。その後、地域の要望を受け、個別説明会ということで、2つの行政区、自主防災組織において、ハザードマップの内容、活用方法の説明会を行ったところでございます。

ハザードマップを活用した災害への備えを図る上では、その内容について理解をいただくことが重要であり、機会を捉えながら周知に努めてまいります。

次に、北上川上流のダム放流情報の迅速な住民通知のあり方や連携する機関からの災害情報の住民への通知方法の見直しなど、取り組む必要があると考えるが見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

7月に発生しました西日本豪雨では、幾つかのダムにおいて放流がなされ、流域の比較的近い地域において氾濫等の被害を受けたという報道がなされたことは承知しております。

北上川上流におきましては、放流がなされる場合、流域の近隣自治体や河川管理者等に対して、洪水に対応した操作の情報が北上川ダム統合管理事務所から発信されます。北上川流域のダムと当町の地理的位置を考えますと、ダムの放流が直ちに被害を及ぼすような位置関係にはないと認識しておりますが、当町におきましては、岩手河川国道事務所が情報提供している河川水位情報や、盛岡地方气象台が発信する気象情報などを注視しながら、防災行政無線などを通じて住民への伝達に努めてまいります。また、岩手河川国道事務所や岩手県が運営している河川情報等の配信メールの周知、利用登録の促進を図り、防災意識の向上に努めたいと考えております。

次に、新聞を学校教育で活用するNIEを、災害を考える授業として取り入れるべきと考えるが見解を伺うのご質問につきましては、後ほど教育長から答弁をさせますのでよろしくお願いたします。

次に、3番の法定外公共物道路と水路の管理についてのご質問であります。

町内の法定外公共物である道路、いわゆる赤線と、水路、いわゆる青線には、露出したコアストーンがある箇所もある、大雨時の落下防止などの対策として町内の法定外公共物、道路と水路の点検の実施と現状の把握を行うことができないのか伺うのご質問にお答えをいたします。

道路法の適用のない法定外公共物道路敷については、地方分権推進一括法の施行に伴い改正された国有財産特別措置法により、平成17年3月31日までに市町村に無償譲与されました。水路敷については、大正11年3月31日の水路等の無代下付状により、市町村帰属となっております。

この道路敷、水路敷につきましては、宅地までの道路、農業用の道路、水路として使用されていることが多く、使用、受益者が限定されていることや、箇所数が多数あることから、点検まで至っておらず、利用者からの被害報告により現状の把握をしております。

道路と水路の全てを点検することは困難ですが、異常気象により甚大な被害が予想されるような法定外公共物につきましては、点検を検討していきたいと考えております。

次に、14区前林の民宿平泉倶楽部前の前林地先法定外公共物道路は、大雨時に表土や碎石が町道大同線にまで流出し、通行が著しく妨げられるほか、水路や農地への土石流入が起きる。こうした法定外公共物道路の改修や自然災害等の修繕を地元住民で行う場合の補修資材支給などの考え方について伺うのご質問にお答えをいたします。

法定外公共物の道路改修については、路線数が多数あるため、地域課題要望において対応しているところでございます。大雨時の通行に支障となっている法定外公共物の道路敷の碎石の流出については、直営により修繕を行っていますし、修繕に協力いただける行政区には碎石等の補修資材を支給しているところでございます。

次に、スマート農業への取り組みについてのご質問の、農作業の省力化、コスト低減を目的とするスマート農業が今後の営農に欠かせない時代になる。若者の就農支援策や集落営農支援策として農業用ICT機器やドローンを活用するスマート農業にどのように取り組んでいくのか方針を伺うのご質問にお答えをいたします。

スマート農業については、担い手の高齢化、労働力不足という厳しい状況下において、農作業における省力化や農業の競争力強化、また農業を魅力ある産業にするため、他分野で進展しているロボット技術やICT等の先端技術を農業分野でも活用しようと国は、平成25年11月にスマート農業の実現に向けた研究会を設置し、検討を重ねてきたところであります。

岩手県においても、昨年8月にいわてスマート農業推進研究会を設立し、検討が始められており、農業用ICT機器やドローンを活用するスマート農業はいずれ普及してくるものと考えております。

国では北海道など4カ所に大規模実証圃を設置して経営評価を実施中であり、県でも平成31年度までさまざまな分科会を設けて実証を重ね、普及に向けた検討を行うとしております。こうした状況から、当町の方針としては、国及び県の検討結果を踏まえ、必要に応じて補助事業等を活用した支援を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私からは、防災についてのご質問の3点目、新聞を学校教育で活用するNIEを災害を考える授業として取り入れるべきと考えるがというご質問にお答えします。

NIE推進協議会の資料によりますと、新聞を活用した教育実践はまさに、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し問題を解決する資質や能力を育成できる機会として、多くの学校で行われております。

7月26日、27日には、NIE全国大会が岩手県盛岡市と大槌町で開かれ、新聞記事から災害対策を話し合う学習の様子が紹介されました。また、県立総合教育センター所長からは、新聞は震災当時に学校同士や学校と地域をつなぐ接着剤の役割を果たしたと、新聞の役割が大きかったことが紹介されました。

平泉町内の学校では、県教育委員会が作成したいわての復興教育プログラムをもとに、いきる、かかわる、そなえるという広い意味での3つの教育的価値を育む学習が年間計画をもとに行われております。特に、そなえるという価値にかかわっては、約15項目の学習内容が行われております。例えば震災を振り返ること、災害の仕組みを知ること、防災や減災について考えること、実際に訓練をすることなどがそれに当てはまります。

各学校では、震災津波の体験から学ぶことで生きていく上で直面する課題を乗り越えていくための力を育もうと、さまざまな手法を用いて指導しております。その手法の一つとして新聞記事は効果的に取り入れられておりますので、既にNIEは災害を考える学習に用いられていると考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

午前に引き続きまして一般質問させていただきます。

午前中答弁をいただきましたことに対しまして、何点か再質問させていただきたいと思っております。青木町長には、午前の質問の中で2期目への方針、所信についてお話を伺いました。

第一に町民の皆様の声を聞くということを1番目にお話をいただきました。この町民の声を聞

いてどう生かすかが肝心であって、今後の事業の進め方につきましても、住民との十分なコンセンサスをとって進めていかれますよう、ご自身はもちろんのこと、担当課にもきっちりと指導していただきたいと思います。

重点課題と決意を伺いました。今やらなければならない案件と近々未来に起こり得る事案への備えとしての施策があります。

人口減少を解決する施策は残念ながら有効なものはありません。しかし、歯どめをかけるための努力はできます。

昨年6月の一般質問でも伺いましたが、人口減少に対する歯どめとしての施策として、婚姻数の増加、出生率の増加に向けた取り組みがあります。総合戦略基本目標では平成31年の合計特殊出生率1.7としておりますが、これはやはり2.0以上を目標に掲げなければ減少はとまりません。歯どめはかかりません。

本町の合計特殊出生率は平成23年の1.41から、平成25年には1.95に上昇した経緯があります。このことは子育て支援施策が有効だったと捉えて、さらに踏み込んだ施策の必要があると認識することが大事ではないかと思えます。

そこで、結婚を望み、子供を持ちたいと考える方々は潜在的に多いという調査結果もあるところでもあります。新婚生活者支援として住宅支援策が平成30年度から実施しておりますが、このことにとどまらず、ぜひにも結婚出産に対する祝い金を実施して、子供を産み育てるなら平泉という強い意志をアピールされることを検討いただけないか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

出生率に関しましてはおっしゃるとおりで、2.0を目指すということは本当にごもったもなことでございますけれども、やはり簡単にはなかなかいかないのが現状ではございます。

当町としましては、祝い金の予定というものは今現在検討はしておりませんが、まずは結婚していただく、そういうことを重点的に考えていきたいとは思っております。このたびですね、その結婚の、今回の平成30年度から行っております補助金に関しましても、問い合わせ等は何件かございましたので、それで条件に合わなかった方々もいらっしゃるわけではございますけれども、その辺も精査しまして、できるだけ多くの方がそういった形の支援、もしくはお祝い金を受けられるような形の、そういうふうにみんなが受けられるような形の助成をできるようにしていきたいというふうに思っております。

あと出生率に関しましては、前にもお答えしたところではございますが、当町の場合は分母が非常にちっちゃいものですので、人数が多いときには非常に上がっていくという傾向がございます。その辺は少し上がったから、もしくは下がったからという形で、大きな変動というのはそういう意味では余りないのではないかというふうには考えておりますが、いずれにしても、町としてもさまざまな方面から担当課のうちだけに限らず、町を挙げてそのような結婚する方をふやしていくような施策に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

ぜひですね、やはり人を減少させるのを歯どめをとめるという、その目標に関しては、インセンティブをやっぱり考えなくちゃいけないということを、ぜひ今後も検討していただきたいと思います。

公共交通ネットワークについて伺います。

デマンド、オンデマンド交通など過去の質問で何回も提案をされ、その都度検討するということが経過をしましてまいりました。地域公共交通会議を立ち上げるということでありますが、これは町営の方針でいくのか、また民営を助成する方向でいくのか、その方向性、方針についてももう少し詳しくお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

この地域公共交通会議を設ける意図でございますけれども、これにつきましては、バス事業者、民間事業者も含めて、地域住民も含めて構成される会議にはなりますが、大きくは、バスルートを変える場合などにはこの会議を経なければいけないという形で法律で決められております。当町としてはある程度の考え方は持っておりますけれども、この会議を経まして、合意形成をとった中で考えていきたいというふうには考えています。

町長の施政方針の中でも申し上げたところでございますけれども、当町の場合は非常に面積がコンパクトになっているということが、平泉にとっては非常にプラスにできることではございます。それで、他地域の場合と比べまして、議員から何度か、議員の皆様方からですね、デマンドタクシーの話が出ておりますが、他地域で行っている状況等を見ますと、平泉の場合はそれ以上に効果的なものがあるのではないかとというふうに今考えておるところです。

この会議を経まして、年内にはこの会議を立ち上げる予定でございますが、これらの会議を経まして、平泉という地域または地勢に合った公共交通のあり方というものを皆さんにお示しできればというふうに考えておるところでございます。

（発言する声あり）

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

会議は町でやるかという形の話でしょうか。公営か民営かという話ですか。会議はですね、基本的に町で行いますけれども、町も含めて、民営公営含めて、それらも検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

ぜひ、住民の一番大きな問題でありますその交通、足の問題につきましては、早急にめどを立

てていただけますように、検討いただきたいと思います。

町民の声を聞きながら施策に反映していくということで、そのとおりでと思われませんが、要は施策は選択と集中でありますから、青木町政2期目にはぜひ青木カラーを前面に出して、これだけは任期中に成立させるという意志を持って、選択と集中で取り組まれますことを期待いたしまして、次の質問に入ります。

防災について伺います。

西日本豪雨で51人の死者が出ました岡山県倉敷市真備町の件であります。洪水の際の危険箇所などをあらわすハザードマップを知っていた人のほうが、知らなかった人に比べて早期に避難する傾向にあったと言われております。ただ、知っていた人が全体の半数以下にとどまるということも判明をいたしました。大阪市立大学のミヤノ教授が発表したデータであります。真備町内の3カ所の避難所で調査を実施いたしまして、男女計113人から回答を得たことが報道されております。

ハザードマップを知っていたと回答した中では、気象庁の大雨警報が出る直前から避難する人が出始めることがわかりました。真備町地区の避難開始を発令した直後には、全体の23%が避難をした。これに対して、ハザードマップの存在を知らなかったと回答した人では12%と半分以下になったということが言われております。2度目の避難指示が出た直後では、知っていた人は89%が避難、知らない人は68%にとどまっております。3度目になりますと、ハザードマップを知っている人は大半の96%が避難をしております。知らない人が85%だったということの結果になったそうであります。

そこで、このことを教訓にして、本町におきましてもハザードマップの存在を知らない人が半数に及ぶなどということのないように、住民への周知の徹底を図るべきだろうと思います。マップを作成して終わりではなくて、マップをもとに住民をどう避難させるかなどの具体的なシミュレーションが必要ではないかと思っております。要望があれば説明に伺うということではなくて、地域懇談会などのように全行政区へ説明会を行う、説明会の実施をすべきではないかと思っております、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ハザードマップにつきましては、昨年度の事業といたしまして、本年の2月に作成して皆さんの家庭にお配りしたというような経緯でございます。ただ、これの周知につきましては、町長が答弁を申し上げましたとおり、自主防災組織の代表者、それから区長さん等々、リーダー的な方だけへの周知にとどまっているところでございます。

ただいま議員から指摘されたとおり、住民全ての方々が避難所、避難場所等を周知しておくというようなことは大変重要なことであるというふうに考えてございますので、今後ですね、また区長さんとか地域自主防災組織の代表の方々と、自主防災連絡会等もございまして、その中でまた話し合いながら、全体の住民説明をするような方向での検討ということで、まずは検討させ

ていただきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

ぜひそのような取り組みを加速させていただきたいというふうに思います。

防災の日は9月1日であります。これは大正12年の9月1日の関東大震災にちなんで制定をされたものでありますが、ことしの7月に起きた土砂災害、1カ月に1,350件と報道されておりました。最近10年間の年間平均だった1,100件を1カ月で上回ったということでもあります。もう既に、短期間に災害が集中する実態が浮かび上がり、過去の統計では予測できないことが起きていることを、やはり認識していかなければいけないのだろうというふうに思います。

7月は大雨のシーズンでもあって、毎年のように被害が出ておることがおわかりのことだと思いますが、平泉町の防災の日をですね、こうした梅雨の時期に設定して、ハザードマップとともに日ごろから避難先、または避難経路などを具体的に考えて備える訓練の日にすることも検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

防災のための訓練ということも大変重要でございます。いずれ訓練につきましては、これにつきましても各自主防災組織の方々の意見を聞きながら、今現在、以前に実施しましたのは、ある一行政区の中での対応というようなことには実施した経緯はございますけれども、全体の訓練となりますと、かなりの大規模な、大がかりになりますので、それらの方法と、またどのような訓練内容にするかというような方法もございますので、将来的に、近い将来的にそういう形の方法で進めてまいりたいと思いますけれども、それらにつきましても、自主防災会の方々と連絡調整をとりながら検討させていただきたいというふうに思っております。

また、その9月1日の防災の日に合わせた取り組みというようなことでございますけれども、これにつきましては、各実際に実施するというふうな方向が決定するならば、住民の方々が集まりやすい時期とかその時間帯というものもあろうかと思っておりますので、それらもあわせまして、区長並びに自主防災会のリーダーの方々との検討の中でお話しさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

9月1日に合わせてやるということではなくて、それは大震災を制定した全国的な防災の日なのであって、平泉独自の防災の日を設定してはどうかということでもあります。ぜひご検討いただ

きたいと思います。

次に、ダム放流情報の住民通知の件について伺います。

流入量と同量を放流するという緊急放流、異常洪水時防災操作、これによってですね、今回の西日本のダム下流にある地域では犠牲者が出た。北上川にも合流する複数の河川には、こうした巨大なダムが存在をしております。異常洪水時防災操作がそれぞれのダムで行われた場合、北上川の水量は合流となりますので、水位の上昇はとてつもなく速く上がると考えられます。

今後あふれる水は第1遊水地または第2遊水地に放流されることとなりますが、やはりこうした国や県が管理するこれらのダムからの放流情報には、例えば放流の水量だったり水位の変化など詳しい情報が逐一伝達されるのかどうか、その状況をお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ダム放流に伴いましての水位上昇というふうな直接のものではございません。ただ、そのダムの直下流に属するような自治体であれば、それらに関する情報については北上川ダム統管事務所のほうから、その自治体のほうには連絡が行くというふうな話は聞いてございます。

ただ、当町、ダムからかなり下流ということでございますので、直接ダム放流をしたことによる水位上昇というものはそれほど影響を受けないというような状況でございます。

いずれ議員がご指摘したとおり、当町の場合、ダム放流も含めまして、雨水、降雨によりましての河川水位が上昇することはよくございます。この水位については、岩手河川国道事務所などが情報提供してございます河川水位情報等がございます。これらにつきましては、インターネット等を介しまして、それぞれ各個人個人で確認することも可能でございますので、それらの活用等をPRしながら、それらによって直近の情報を把握しながら、それぞれ個人の身を守る、安全を守るための避難行動をとるような形の対応、方策の指導も必要であるなどというふうには考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

今回の西日本では、いわゆるその操作が通常操作を超えて放流をしたということが言われています。それで、下流地域におった住民についてはその放流される情報を知らなかった。知っていたら逃げたのだということテレビの画面の中でも見たわけですが、この放流までの猶予といいますか、何時間後に流すよといったような情報は来るのでしょうか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

答弁の繰り返しになりますけれども、当町、かなりダムからは離れた下流域になっているという関係上、平泉町へ直接ダム統管理事務所から放流しましたという形の情報は、今放流します

のでというふうな情報は入りません。ただ、直下流に当たる自治体等にはそういう情報は伝達されるというようなことは話されています。

平泉町、ダムから遠い自治体については、直接はすぐには入らないというような状況でございますけれども、ただ、その情報を確認することはこちら側からも可能でございますし、気象庁のほうからもダム統管理事務所のほうへ問い合わせることも可能でございますので、そういう可能性がある場合には、こちらのほうから率先して情報提供の問い合わせをするというふうなことも必要になるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

ぜひですね、大雨の際、もしくは夜間だったりする場合、雨の音でサイレン等が聞こえないという場合も想定しなくてはなりません。

何十年前だったですかね、旧高館橋の本当に欄干すれすれまで水が放流で増えた時期があります。それも一気に来たということで命拾った人の話もその当時聞いたことがありますが、決してですね、すぐ下の地域、自治体ということではなくて、やはり下流地区、この平泉、白鳥地区から急にこう隘路になる河川の状況もあって、水はかなりやはり、その何十年か前の旧高館橋の下まで水が来たというのは、今後も起こり得ることありますから、ぜひそういった情報の伝達、それからこちらからの入手というものについては、今まで以上に、何通りかのシミュレーションを持って当たるといったような姿勢でいただければいいのかなというふうに思います。

伝えるということと伝わるということは基本的に違うということを認識していただきたいと思っております。やっぱり伝える力を行政は磨いていってほしいというふうに考えます。

質問を変えます。

N I Eについてのことであります。

新聞を学校教育で活用するN I Eについて、先ほどの教育長答弁では、もう既に学習に取り入れているのだというお話でございました。

この教育の大事なことは、事に当たって自分たちならどうするのだというシミュレーションを常態化して備えるということであろうと思います。避難指示の遅れや高齢者の避難のあり方などの問題点と対策を子供たちで討論し、また、被害を予測するハザードマップの重要性なども子供のころから認識しておかなければいけないというふうに考えます。災害を自分のこととして捉えることで、自分たちの住む地域のことや高齢者を救う工夫や避難方法などを考えて、日常の意識を高めることで防災意識を醸成させることにこの教育は有効だと考えております。そのような内容のことを各学校で実施しているという認識でよろしいのでしょうか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

先ほどの答弁の中で、新聞を活用した教育実践は、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し問題を解決する資質や能力を育成できる機会というふうなお話をさせていただきました。言いかえますと、防災教育に限らず、報道をもとにして子供たちが社会的事象への興味関心を持つこと、平たく言えば、人ごとではない、当事者意識を持たせること、それがN I Eの大きな目的であろうというふうに思います。

防災にかかわって言えば、災害報道をもとに災害によって何が起きたのか、その原因は何なのか、現在、災害の復興における取り組みはどうなされているのか、そして、将来にわたって自分たちは何をなすべきか、こういったようなことを報道によって、よい教材として取り組むというふうなことでありたいと思います。

本町の中学校の社会科の授業で活用している例をお話しさせていただきます。

地理の分野で自然災害と防災への取り組みという授業がなされております。その中で、過去に起こった報道災害や予想される災害報道を複数用意をして、その中から種類と発生原因の情報をまとめ、グループごとに異なる災害報道を振り分けて担当させ、まとめた情報を発表する、その中で、災害に対する事前の対応準備や、今後の発生傾向が高まると予想される自然災害の情報を把握して意識化を図る、このような授業がされております。

備えるという取り組みの中では、特に自然災害の発生のメカニズムでありますとか、災害の歴史、そして学校、家庭、地域での日ごろの備えはどうあればいいか、みずから身を守り生き抜くための技能は何が必要かというふうなことも、これは新聞報道だけではないわけでありましてけれども、総合的に防災教育として取り組んでいるということで、各学校では報道をもとにしながら、それを一つのよい教材として取り組んでいるというふうに言っていきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

ぜひそうした教育は非常に、自分をまず守るという教育をぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

質問を変えます。

土砂災害警戒区域や地すべり警戒区域も多い中、特にもですね、東稲三大地域にはコアストーンとおぼしき大岩がむき出しの水路も多々見受けられるところでありまして。ハザードマップ上で見ますと、14区の前林もしくは赤羽根、アカツパネと言いますが、月舘地区、それから15区の滝の沢地区、大半が地すべり地帯となっております。その中にため池、赤線、青線、正式には法定外公共物、道路、水路が存在しております。

こうした地域の点検は、先ほどの答弁ですと、全部はできないが、危険な箇所について特に地域の住民から指定のあったような場所については、点検を考えるというお話でありました。ぜひですね、こういった部分のハザードマップ上での地すべり地帯に特定されているような地域における、この公共物についての点検は、やはりやるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

今回の台風のような大雨の翌日等におきまして、町道あるいは町道河川のパトロールというものは行っております。それにあわせて、主な赤線、青線の見回りも行っている状況でございます。また定期的に、うちのほうでは水道施設の管理に、毎日行っておりますが、その行ったときにブロックを分けまして、定期的にブロックごとにその区域内を回って点検するというようなことも、日常的に実施している状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

真籠光幸議員。

5 番（真籠光幸君）

そこだけではなくですね、例えば19区の平石沢地区の水路なんかにも、かなり大型の石がごろごろあって、雨が降ると非常に怖い思いをしているということが住民から寄せられております。ぜひそういった部分もですね、危険箇所については把握を全体的に、全部はもちろん見れないとしても、例えば、いきなり農業委員会に振るわけではないのですけれども、農地パトロールとか、または中山間なんかでの現地確認とかいろいろあるわけですけれども、そういった際にちょっと注意して見ていただくようなことも、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

14区の前林地内にあります民泊平泉倶楽部、この前のいわゆる赤線でありますけれども、これは以前から雨が降るとかなり斜度がきつくて、それと延長線も長いということもあって、かなりの碎石または土が水路や、もしくは町道に流入をしております。この道路は実は農道がわりにして利用しておるという関係上、管理的な部分は非常に難しいのかと思うのですが、地域住民としても、これは途中で上のほう2カ所ぐらい、水を殺すためにグレーチングを設置しようということと対応しようと思っているのですが、この現行の支給の件ですが、碎石としてありますけれども、そういった例えばグレーチングの支給とか、もしくは常温アスファルトの支給などという、何かこう金銭的な制限とかあれば教えていただきたいのですが。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

道路、水路等の維持補修に係る原材料支給につきましては、特に制限している部分ではございません。極力ご要望のある分につきましては支給したいというふうにして進めているところでございます。ですから、要望を出していただければ、その要望にかなうような方向で考えていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

真籠光幸議員。

5 番（真籠光幸君）

では時間がありませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。現地のほうについては、

またこちらのほうから写真もしくは状況等の申請をしたいと思いますので、よろしくお取り計らいのほどお願いしたいと思います。

最後に、スマート農業についてであります。8月24、25の日程で滝沢アピオにおきまして、スマート農業展示会が農業公社主催で開催をされました。非常に活況でありました。

岩手県の取り組みとしても、このICTやロボット等の先端技術の導入によるスマート農業の普及を進めることとしております。事例を挙げますと、花巻市は東北地区で初めてGPS基地局を設置するなど、ICT活用が可能な環境の整備を進めています。また、先進的な農業技術の導入を進めるために、水田及び畑地における農作業の省力化、コスト低減を目的としたロボット、情報通信技術機器導入などに係る費用についての実費費用を支援をしております。ロボット技術、ICT機器への補助金につきましては、導入経費の10分の3、交付限度額は100万円を補助しております。2つ目に、農業用ドローンの教習への補助金ですが、これもオペレーターとしての認定を取得するために必要な教習に係る経費の助成で、経費の半分、10万円を交付限度として支給をされております。

特にドローンは、30アールの農地へ農薬を投薬する、わずか8分です。ぜひ、これからの農業に後継者を速やかに確保していくという意味合いにおきましても、先端技術の導入は必要不可欠であります。ぜひ本町におきましても、早期に育成計画を検討されますことを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで真籠光幸議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時45分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告2番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

通告番号2番、氷室裕史です。

今回の一般質問は大別して2問あります。

1つ目は、平泉保育所及び平泉町立幼稚園の災害時の対応と今後の展望についてです。

昨今、国内の至るところで自然が猛威を振るい、被災した当該自治体はその対応に苦慮しているところであり、そのため、当町も不測の事態に備えることは必然であります。これを踏まえまして質問に移らせていただきます。

まず1点目は、過去に災害で休園、休所したことはあるか。また、休園、休所の目安の有無、

そしてその明文化はされているのかについて伺います。

2点目は、定数を大幅に超えている平泉保育所の受け皿として、新社会教育施設を活用する考えはあるのかについて伺います。

次に、新設が予定される社会教育施設の図書活用について質問いたします。

恐らく新設される図書施設は、老若男女を問わず親しみ活用できるような施設を目指しているものと私は考えておりますが、平泉には子供たちが利用する図書施設として、平泉、長島両小学校と中学校の3つがあります。新設される図書施設を活用してもらうためには、既存の学校の図書施設と差別化を図らなければならないと考えております。

その点を踏まえまして、1点目は、複合施設内の図書館と既存の平泉、長島小学校と平泉中学校の図書室とどのような差別化を図るのかについて伺います。

2点目は、昨今至るところで若年層の文字離れが言われております。新設が予定される図書施設を子供の活字離れ、その対策に生かすべきと考えますが、教育長の考えを伺いたいと思います。

以上の質問項目に関しまして答弁をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、氷室裕史議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の平泉保育所及び平泉町立幼稚園の災害時の対応と今後の展望についてのご質問の、（1）になりますが、過去に災害で休園、休所したことはあるか、また、休園、休所の目安の有無とその明文化をされているのかについて伺うのご質問にお答えをいたします。

平泉保育所については、災害での休園はありませんでしたが、平泉幼稚園については、過去において平成26年10月14日と平成28年8月30日の2回、台風の影響によりまして休園をしたことがあります。

休園、休所の目安としましては、保育所は基本的には休所はしないこととしておりますが、平泉幼稚園においては、台風のような事前に対策のとれるものについては、状況確認、町外の幼稚園、小中学校の情報等も含め判断し、休園を決定しておりますが、明文化はされておられません。

なお、平泉保育所、平泉幼稚園では危機管理マニュアルを作成しており、自然災害などにおける危機管理として、火災、地震の際の在所中の安全確保について規定し、徹底を図っているところであります。また、保護者に対しましては、新学期の初めに毎年、地震、火災発生時の対応についてお知らせで確認しており、地震の際は震度5以上の場合と火災が発生した場合については、保護者の方に迎えをお願いすることや、待機場所についてもあわせて通知をしております。そのほかにも、緊急時について緊急情報総合支援システム、スマートボードを活用し、保護者の方に連絡を入れる体制をとっているところです。

次に、定数を大幅に超えている平泉保育所の受け皿として、新社会教育施設を活用する考えはのご質問にお答えをいたします。

町立幼稚園及び平泉保育所の運営につきまして、学校教育法に基づく町立幼稚園と児童福祉法

に基づく町立平泉保育所を併設し、相互連携により運営を行っている施設であり、あくまでそれぞれの法律により設置されている施設です。今後設置予定の新社会教育施設については、社会教育法に基づく施設としての設置を考えており、その中には子育て支援の機能を備える予定としておりますが、議員のご質問にあります、定数を大幅に超えている平泉保育所の受け皿としての活用の考えとは異なるものであり、保育等の業務を行う考えはありません。子育て支援の機能として、未就学児やその両親等の交流の場のスペース設置や、子育てについての相談等、総合窓口の設置などが考えられます。そうした機能を有した場所を社会教育施設の一角に設置していきたいという考えであります。

なお、待機児童の解消のために新たな施設で保育等の業務を行うためには、各法令にのっとり、諸手続を経て正式な施設として許認可を受ける必要があります。町としては、将来的な展望を見据えた上で、既存の施設等との整合性を図りながら、慎重に決定していく必要がありますが、現時点で社会教育施設の一角にそのような施設を設置する考えはありません。

次の、新設が予定されている社会教育施設の図書活用についてのご質問、複合施設内の図書館と既存の平泉、長島小学校と平泉中学校の図書室とどのような差別化を図るか、新設が予定されている図書館を子供の活字離れ対策に生かすべきと考える、教育長の考えを伺うの質問につきましては、教育長から答弁をさせます。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

2点目の、新設が予定される社会教育施設の図書活用についてのご質問にお答えをいたします。

まず、学校の図書室と複合施設内の図書館との差別化という点についてであります。小中学校の図書室については、学校図書館法に基づき、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備として設置されております。

社会教育施設の図書館は、図書館法に基づき、図書、記録、その他の必要な資料を収集し、整理し保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設となっております。

どのような差別化を図るかのご質問ですが、学校の図書室については、法に定められたとおり、児童生徒のための施設であることから、これまでどおり教育課程の展開に重点を置いた利用を行ってまいります。社会教育施設としての図書館については、本の貸し出しのみでなく、情報の収集、保存といった機能を有していることから、歴史や文化など地域の情報ははじめとしたさまざまな情報を、住民の要望に沿った形で可能な限り収集、保存を行うとともに、その情報を住民が使いやすい形で提供していきたいと考えております。

なお、学校との連携により、図書館の資料を定期的に貸し出すなど、学校の図書室では補えない情報については積極的に提供してまいります。

次に、2点目の新設が予定される図書館を子供の活字離れ対策に生かすべきと考えるがというご質問についてでございますが、活字離れについては、深刻な社会問題の一つとして理解しており、現在も解消に向けた取り組みを行っているところです。

図書館では、定期的に、職員や読み聞かせグループによる絵本や紙芝居の読み聞かせや、スタンプカードによる貸し出しの推進など、幼少期から本の楽しさと図書館とのつながりを持つ活動を行っております。

また、活字離れの一つの要因と考えられている情報メディアの取り扱いについては、教育振興運動の重点活動とし、毎月1日をテレビやゲーム、スマホ、タブレットから離れるノーテレビデー、毎週日曜日の午後9時以降に情報メディアを利用しない日9ノーメディア運動に取り組んでおります。あわせて、同日を読書の日と位置づけ、読書の推進を図っている学校もあります。この取り組みにより年間の冊数が増えているというデータもあらわれております。

こうした取り組みについては、子供や親のみならず、家庭や地域の協力のもと町内全域において取り組む必要があることから、8月の広報配布に合わせて「きょうしん」17号を発行し、全世帯へ周知を行ったところであります。

さらには、発達段階や地域の状況に応じた取り組みを各課横断的に連携を図りながら行っており、保健センターでは9月健診に合わせたブックスタートやピヨピヨ広場での読み聞かせ、幼稚園、保育所、小学校での読み聞かせグループによる絵本の読み聞かせ、小学校児童、中学校生徒の図書館職場体験、遠隔地の利用者の利便性を図るための巡回図書、毎月実施している図書館企画展のPR文書の発行など、住民の年齢やニーズに合わせた取り組みを行うなど、より本に親しむ環境に取り組んでおります。

このような取り組みを、新設が予定される図書館においても継続的に行っていく考えでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

それでは、関連した項目を何点か、再度伺わせていただきます。

答弁の中で、新社会教育施設は社会教育法に基づく施設として考えているため、新たな施設で保育等の業務を行うためには、法令にのっとった諸手続を経て正式な許認可を受ける必要があるとありましたが、恐らくそのために必要な手続をして許認可を受けるまで、それなりの期間を要すると考えられますが、ただ、今現在、平泉保育所と町立幼稚園のキャパが、大体90に対して人数が120弱いると伺っておりますが、これはもう可及的速やかに解決しなければならない問題ではないでしょうか。その見解を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

確かに平泉保育所につきましては、定員90名に対しまして現在127名、37名以上の子供たちが入っているわけですが、ただ、年齢別によります保育室の面積に対する収容可能人数でいきますと、単純に子供たちの保育面積でありますと、127人以上でもまだ何人かは受け入れられるという状態ではあります。ただ、今待機児童が出ているのは、保育士が足りないという実態がありますので、もう少し児童は受け入れられますが、保育士が足りないという実情でございますので、そういったことで今は児童を受け入れられないという状況になっております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

定員のほうは今、127でも一応教室うまく使ってということをやれているということですが、今課長もおっしゃったように保育士が足りないという問題がありまして、結局保育士が足りない、保育士の職員の方が高いパフォーマンスが発揮できないという、そこがやっぱり問題になってくると思います。

前回6月会議のときに同僚議員が質問した項目ではありましたが、保育士確保の方策というのは今のところハローワークに依頼という形をしているのか、そこをちょっと伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

保育士の応募につきましては、ハローワークにお願いしまして応募しているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

実際ハローワークに応募というか、依頼していて、募集にのっかってくる方というのはいるのかいないのか、そこら辺わかりましたらお答えください。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先日ハローワークの所長さんとお話しする機会がありましたが、やはり、そういった求人はあるのですけれども、なかなかハローワークに応募にくる方はいないというお話は聞いております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

そうしますと、これまでどおりの、例えばハローワークだったり、ほかの方策であったり、これまでどおりの保育士確保の方策というのは通じないというふうに考えたほうがいいと思いますので、例えばですけれども、これは実際にほかの自治体でもやっていますけれども、保育士免許

や幼稚園教諭の免許を持った若年層を優遇するような形で、平泉への移住政策を考えてみてはどうかかというふうには私は思っていますが、これは町民福祉課だけではなく、役場全体で結構大きな問題として捉えるものではないかと思いますが、そういうふうな形で、移住政策とあわせて考えてみてはいかがでしょうか。見解を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

子育ての問題はやっぱり非常に奥深い問題でして、町の本当に全体でやっぱり考えていかなければいけないというふうに考えております。

保育士さんがいないということもございますし、またそういう施設も少ないということもありますので、民間事業者も含めて保育士さんを集められる方法なりを、ちょっと町全体としても考えていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

もう一つ、私がなぜこの問題を取り上げましたかといいますと、現在平泉町は、先ほどの町長の所信表明演述でもありましたが、積極的に企業誘致に取り組んでいるということではありますが、仮にどこかの企業がこの平泉の誘致に対して手を挙げた際に、企業に付随する形で当然、人も県外から流入するかもしれません。その際、待機児童が生じていたり、あるいは定員を超えている、そういう施設ですと、やっぱり子育てをしたい若年層というのはその企業、平泉で働くことに二の足を踏むのではないかと考えているためです。その逆を考えれば、受け入れ態勢が整っていれば、平泉町への移住の機会も出てくるのではないかと、そういうふうに考えております。その辺の見解もお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

企業誘致に関しましては、今訪問している企業さんからもそういう提案はいただいておりますし、そういうことを町でもやっぱり積極的に考えてほしいということでは言われております。その中で、民間の方々とともに、町もできることを含めて、両方で考えながら、それらをうまい形で問題解決をしていければなというふうに検討しておるところでございます。

役場で全て賄えれば、それは本当に理想なんですけれども、キャパシティも当然あることでございますので、その辺は民間の方々とすみ分けをしながら、いい方向に持っていけるようにしたいというふうに考えておるといところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

そうしますと、定員の問題、そしてスペースの確保、そして保育士の確保、問題はさまざまありますけれども、そうなると、新設するとなりますと、スペースというか保育施設、仮に新設するとなると、先ほど申し上げていたように、諸手続であったりとかさまざまなプロセスを踏まないといけないということで、増築という考えに関しては今のところないのでしょうか。それとも、やっぱりスペースを確保するという意味で考えているのか、その見解も伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

新たな保育所の建設につきましては、現在のところ考えてはおりません。増築につきましては、現在空きスペース等々も見て、増築できるかどうかは検討はしてみたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

増築の話、今、私しましたけれども、実は先月、私のほうでちょっと現場と言っていいのか、町立幼稚園と保育所のほうに伺いまして現場見てきまして、やはり正直、今いっぱいいっぱいの状況でして、本当に企業誘致の話も絡んでくることでもありますし、できるだけ早く町側で対応していただければと考えております。

続きまして、次に図書活用に関して、再度何点か伺いたいと思います。

情報の収集保存、そしてそれを提供する、そういったサービスも既存の図書施設との差別化という意味では有用であると考えられますが、やはり私は、図書施設を子供と親、あるいは子供と祖父母とが本を通して交流する、そういう場であればよいと考えております。そういった考えに対して見解を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

議員のご質問の読解力不足で、先ほど答弁しましたが、不十分だなというふうに思っております。学校の図書室に通う子供たちにとって、公立の図書館はどういう場であればいいかという、多分そこだったのだらうと思いますが、それについて全く答弁しておりませんでした。

基本的には全町民のための公立図書館という、そういう発想でありますので、例えば中高生にとっては学習の場にもなるだらうと。そういう意味で、学習室といいますか、そういった部屋も必要だらうと、あるいはお話しのように、例えば親子でフロアに座って、そこで一緒に絵本を読むとか、読み聞かせを聞くとかいう場面もあるでしょうし、小中学生が夏休みの課題、何かレポートを出すとか、あるいは自主研究をするという調べ学習のためのサポートをできる、そういう場でもあるという。そのようなさまざまな、いわゆる学校の図書館ではできないようなことを、自由に子供たちが、例えば休みの日とか、あるいは帰りがてらとかというふうなことで使えるような場になればいいのではないかなというふうに思っているところであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

大変すばらしい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

もう一つ、子供たちの活字離れに関しまして再度伺います。

埼玉県の三郷市にある小学校では、生徒同士が自分で読んだ本のプレゼンを行い、紹介し合うというアイデアで飛躍的に読書量が増えたと言われております。確かに、大人が勧める本よりも友だちだったり同級生、クラスメートが勧める本のほうが親しみやすいというふうな考えもありますが、そういった取り組みもぜひ活字離れ対策に考えてみてはいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

町内の小中学校で、今おっしゃられるような取り組みがされているかどうかというのは把握しておりませんが、例えば図書館祭りと呼んで、今おっしゃるように、子供が私の勧める一冊みたいな感じでみんなの前で発表して、そして読書量をそれぞれ増やしていくというふうな取り組みをされているというふうなことも聞いておりました。その部分についてはちょっと把握しておりませんので答えかねますが。

ただ、活字離れというふうなことが、単に学校教育だけの問題ではないだろうと。家庭も非常に大きな影響力がある。例えば、親が一生懸命スマホにすがっているというふうな中では、子供の読書に対する関心、意欲というものは高まるとはなかなか言えないのではないかと。そういう意味では、町ぐるみといいますか、図書館、学校、家庭、そういったものが一体となって、子供たちの読書に対する意欲というものを高めていくというふうな形になればいいかなというふうに思いますが、そういった一つの形として、先ほど挙げました、例えばノーテレビデーでありますとか、日9運動でありますとか、あるいは現在図書館でやっている読書カードですか、そういったようなものでもって、子供たちの意欲を喚起するというのも一つの取り組みではないかなというふうに思いますし、町内の読み聞かせグループ、お父さんたちもやっている部分もあるわけでありまして、そういったものを継続して地道に続けていくというふうなことからというふうなことでも大事ではないかなというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

活字離れ対策というのは、勉強はもちろん、将来的に何をを目指すか、それによらず、とても重要な要素であると考えられますので、今後も本に親しむためのさまざまな取り組みを行っていただければと思います。

それと、先ほどちょっと一つ、再度伺い忘れたのですが、新設される社会教育施設、そこが今、

社会教育法の範疇にあるという話でしたが、今、町立幼稚園と保育所のほうで散歩のほうを結構しているという話を伺いまして、仮に新しい社会教育施設ができた際に、その散歩の途中に寄ったりするというのは、セーフなのかグレーなのか、ちょっとそこら辺わかりましたら伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

佐藤平泉幼稚園長。

平泉幼稚園長（佐藤京子君）

ただいまの質問にお答えしますと、園では、極力天気のいい日とかは散歩をするように心がけております。それで、近いところでは役場のほうを回って、ぐるっと観自在王院のほうとか、あるいは毛越寺のほうまで散歩には出かけてはおりますので、新しいその図書館を活用するということはあります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

そうすると、幼稚園の場合ちょっと活用するということになりますと、そこは法的な、先ほど言った複雑な手続をとる必要はないのでしょうか。大丈夫なのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

全く問題ないと思います。大歓迎だと思います。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 1 4 分

再開 午後 2 時 2 5 分

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開いたします。

通告 3 番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

通告3番、日本共産党の三枚山光裕でございます。通告に従って質問をいたします。

私の質問は大きく3つの項目についてです。

最初の項目は、ごみの減量についてです。

その第1点は、平成29年度の町内から排出されるごみの現状と、資源ごみの指定袋化についてであります。

平成29年度に町内から排出されたごみ、一般廃棄物ですけれども、その量について、家庭系、事業系、分類別の現状はどうなっているのか、今後のごみの排出量の見通しと減量の目標の到達点についての認識を伺います。

また、資源ごみの指定袋化に少なくない異論があり、ごみ減量にマイナス要因となるのではないか、認識を伺います。

2点目は、ごみ減量計画の議論の状況についてです。

昨年12月会議で、私は、ごみの減量計画をつくることを求めたのに対し、必要だとなればつくることが必要かとの答弁がありました。つまり、必要であればつくるといふことと受けとめました。その後、減量計画の策定について、町として議論がどのように進んでいるのか伺います。

3点目は、広域行政組合の新焼却施設の建設スケジュールについてです。

新焼却施設は、狐禅寺地域を断念したことにより、建設スケジュールが大きく変わります。新焼却施設の建設に向けたスケジュール、必要な年数はどの程度になるのか伺います。

質問の2つ目の項目は、国保税の引き下げについてです。

その1点は、平成29年度の平泉町国民健康保険特別会計の決算についてです。

平泉町国民健康保険特別会計の平成29年度決算が確定しました。歳入歳出、繰越金、基金の状況について伺います。

2点目は、歳出の推移についてです。過去10年間の国保会計の歳出、療養費に限っても結構です。その推移について伺います。

質問の3点目は、地域振興、農業の振興についてです。

その1点は、農業遺産についてです。東稲山麓地域は農業遺産の一次審査を残念ながら通過できませんでした。認定されなかった要因と今後の取り組みについて伺います。

2点目は、東稲山麓・長島の石垣棚田の活用についてです。農業遺産の認定がされなかった状況を踏まえ、今後の遺産認定の取り組みの方針がどのようになるかというはあるわけですが、いずれにせよ、遺産認定待ちにならないといえますか、地域の振興策、農業の振興策が求められるわけでありまして。特に東稲山麓・長島の石垣棚田の価値をどのように認識しどう生かすのか、考えがあるか伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、ごみ減量についてのご質問の、平成29年度の町内のごみ、一般廃棄物の現状と、資源ごみの指定袋化について、平成29年度に町内から排出されたごみ、一般廃棄物の量について、家庭系、事業系、分類別の現状はどうなっているのか、今後のごみ排出量の見通しと減量の目標の到達点についての認識を伺う、また、資源ごみの指定袋化に少なくない異論があり、ごみ減量にマイナス要因となるのではないかと、認識を伺うのご質問にお答えをいたします。

平成28年度ごみ排出量は、年間で家庭系で1,574トン、事業系で572トン、分類別では、燃やすごみ1,851トン、燃やせないごみ83トン、粗大ごみ22トン、資源ごみの210トンとなっております。

今後のごみ排出量の見通しですが、過去のごみ排出量の実績を見ると、排出量は減少傾向にあります。1日1人当たりの排出量はほぼ横ばいで推移していくことが予想されます。減量の目標の到達点につきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物はいずれも収集及び処理に費用を要するため、なるべく排出しないことが環境的にも経済的にも住民負担が減ることにつながることから、資源回収等への補助、マイバッグ運動の推進、分別収集の周知など、集積所に排出される前の発生抑制の方策等を講じることが目標の到達につながると考えております。

資源ごみの指定袋化につきましては、資源物を出す場合に限り、指定ごみ袋以外に透明な袋も利用できることとしておりましたが、半透明な袋や白色のレジ袋を使用しているのが実態でありました。分別がなされているかどうか、外観で袋の中身が確認できないものは収集しないこととしており、住民が当番制で管理している集積所では、回収されずに残されたごみをどうするかといったことで当番の方が苦慮する事態が発生しておりました。また、大東清掃センターの収集範囲では、記名を義務づけて資源物専用の指定ごみ袋を使用していたこともあり、記名を存続すべきとの意見も多くあり、資源物についても透明で記名欄のある指定ごみ袋に統一したという経過があります。

資源ごみの指定袋化により、ごみの減量にマイナス要因となるのではないかとにつきましては、指定袋化により資源ごみが燃やすごみに回ることを懸念してのことと思いますが、今後の動向を見ながら判断してまいりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

次に、ごみ減量計画の議論の状況について、昨年12月議会ではごみの減量計画について、必要だとすればつくることが必要かとの答弁があった、その後の町としての議論はどのように進んでいるのか伺うのご質問にお答えをいたします。

ごみの減量計画につきましては、一関地区広域行政組合で作成しております一般廃棄物処理基本計画を基本としてごみの減量化を推進しておりますが、広域行政組合の策定した基本計画でのごみ排出量の見込みと実績の数値に隔たりが見られることと、新たな一般廃棄物処理施設の建設時期が遅れることから、既存焼却施設への負担軽減に努めることが必要となっておりますので、ごみの減量化計画の策定につきましては、今後検討させていただきます。

次に、広域行政組合の新焼却施設の建設スケジュールについて、新焼却施設は狐禅寺地域を断念したことにより、建設スケジュールが大きく変わる、新焼却施設の建設に向けたスケジュール、

必要な年数はどの程度か何うのご質問にお答えをいたします。

新焼却施設の建設につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備候補地選定スケジュールが、広域行政組合から示されており、候補地の選定につきましては、選定委員会で候補地の選定を行うこととしており、第1回委員会に向けて準備を進めているところであります。

候補地選定委員会は合計7回の会議を予定しており、3段階での候補地の絞り込みを行うこととしております。最終的には、第三次選定で3カ所から5カ所に絞り込みを行い、委員会としての候補地選定を来年の10月ころの予定としております。

次に、2番の国保税の引き下げについてのご質問の、平泉町国民健康保険特別会計の平成29年度決算について、歳入歳出、繰り越し、基金の状況について何うのご質問にお答えをいたします。

万円単位で述べますが、歳入総額は10億3,568万円となっております。歳入の主な内訳としましては、国保税が1億7,081万円、国庫支出金が2億3,866万円、県支出金が4,612万円、共同事業交付金が2億2,448万円となっております。

歳出総額は9億2,982万円であり、主な内訳としましては、保険給付費が5億3,794万円、後期高齢者支援金等が1億224万円、共同事業拠出金が1億9,997万円、基金積立金が1,000万円となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた1億585万円が、次年度への繰越金となっております。

また、基金の状況ですが、平成29年度で1,000万円を積み立てましたので、4,002万円となっております。

次に、歳出の推移について、過去10年間の国保会計の歳出の推移について何うのご質問にお答えします。

10年前の平成20年度の歳出の状況を見ますと、療養諸費や高額療養費などを合わせました保険給付費は5億1,154万円、歳出総額が7億7,956万円となっております。その後、毎年保険給付費が増加し、平成24年度には保険給付費が過去10年間で最高となっており、平成20年度対比17.8%増の6億258万円、歳出総額は平成20年度対比15.2%増の8億9,814万円となりました。

その後、被保険者が年々減少してきたこともあり、平成29年度の保険給付費は平成24年度対比10.7%減の5億3,794万円、歳出総額は積立金や返還金の影響があり、平成24年度対比3.5%増の9億2,982万円と推移してきている状況であります。

あわせまして、被保険者数の推移を見ますと、平成20年度が2,447人、平成24年度が2,355人、平成29年度は1,936人で、10年前に比べ20.9%減となり、毎年減少して推移しております。加えまして、保険給付費と被保険者の関係を分析しますと、被保険者の減少に合わせて保険給付費は減少しておりますが、年度によっては高額療養費が大きく伸びることで保険給付費が前年を上回っております。今後も、毎年度ごとの保険給付費の状況を注視していく必要があると考えております。

次に、3番の地域農業振興についてのご質問の、農業について、東稲山麓地域は農業遺産の一次審査を通過できなかった、認定されなかった要因と今後の取り組みについて何うのご質問にお答えをいたします。

東稲山麓地域の世界農業遺産認定申請に関する書類審査については、ことし8月9日に世界農業遺産等専門家会議事務局から通知がありました。この通知には、専門家会議委員会からの改善が必要な点についてコメントがありましたが、これによれば、地域農業の全体像や特徴的な農産物が明確になっていないこと、また、世界遺産平泉との関連など特徴的なストーリーの説明が不十分であり、また日本の他地域と比較してどのようにユニークなのかについて不明な点が残るとされ、これらが一次審査を通過できなかった要因と考えます。

今後につきましては、専門家会議委員やアドバイザー等、学識経験者の意見を聞くと同時に、できるだけ早い段階で東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会の臨時総会を開催し、今後の方向性を決めたいと考えています。

なお、東稲山麓地域での地域活性化の取り組みについては、引き続き継続してまいりたいと考えております。

次に、東稲山麓・長島の石垣棚田の活用について、農業遺産が認定されなかった状況を踏まえ、遺産認定を待ちにならない地域・農業振興策が求められる、特に東稲山麓・長島の石垣棚田の価値をどのように認識し、どう生かすのか、考えはあるのか伺うのご質問にお答えをいたします。

先ほど申しましたように、待つことなく早い段階で今後の方向性を決めたいと考えております。石垣棚田については、先人が苦勞して築き上げたまさに農業遺産であり、その美しい景観とともに未来に残すべきものと認識しております。地域の宝は地域で守るのが原則と考えますが、どのように守り生かしていくのかは当町の文化財の保存活用とも共通する課題であり、行政として支援策等も含め、そのあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

ありがとうございます。

それでは、最初ごみ減量計画についてでありますけれども、今目標のいろいろ、マイバッグ推進、発生抑制策などと答弁がありましたけれども、端的に現状の取り組み、これでその目標の到達につながるのか伺います。いかがでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

実際、目標というものは立てておりませんが、広域行政組合でつくっております一般廃棄物処理基本計画の中で、平泉町としての予定数量を挙げておりますが、実際のところは、平成30年度の数値でございますが、平成29年度におきましては、まだその目標数値には達していないという状態でございますので、まだちょっと減量対策につきましては、もう少ししっかりやっていかなくてはいけないのかなと感じております。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いろいろ12月の議会でも、そのごみ、資源化とか、減らす対策とかで資源回収への補助とか、今回もありましたけれども、マイバッグとかいろいろありましたけれども、実際、去年の12月ですから半年ちょっとということになりますけれども、この間どういった、具体的にですね、そういった取り組みをどのように実際はやってきたのか伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今までどおり、マイバッグを持っていってもらったりとか、あとは要請がある場合は地域行政区のほうに行きまして、そういった講習会を開催して、幾らかでもごみの減量化を図っていただくように町民の方に説明をしてきたところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

講習会など開いてきたということですが、例えば行政区単位とか、あるいは事業所とか、いろいろそういった点では対象はあると思うのですよ。そういった点では、どういうところに何回ほど、そういった講習会なりやったのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

平成29年度の方はちょっと詳しくわかりませんが、行政区に対しまして、要請があったところにつきましては2カ所ほど、講習会ということで行かせてもらったと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

さっき目標のところでは広域行政のという、ここは12月には、結局広域行政のはあるけれども、町としてはないというやりとりがあって、そして、町の総合計画の中ではあるよという話もしながら、若干違うけどという議論、やりとりがありました。それで、一関は持っているということで、平泉でも持つべきだと言ったわけですがけれども、結局、広域行政なり町の計画の中であれ、目標値が10%程度だったと思うのです。だからこの10%が結局できなかったというか、それ以前の目標だったのですができていない。

実は広域行政でもごみが増えているというのが現在です。平成29年度。だから減っていないのですよ。だから、これは何が原因だと考えているのですか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

やはりごみの分別とかそういった認識をしっかりと持っていただければ、細分化していただければ、ごみの減量化、資源ごみなんかの分別なんかをちゃんとしていただければ、そういったことはないと思いますが、それがまだ住民の方々が認識しておらず、分別、再分別、あとはごみを出さないような取り組みがまだ徹底していないということが理由かと思います。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

さっき10%の、一応というか減量の計画だという話、私のほうでもしましたが、結局この目標があいまいだということといますか、10%と言っているからあいまいではないのかもしれませんが。そういう点では、一つやっぱり目標が大事と。今、アジア大会が終わって今は2020オリンピックに向けてという、やっぱりスポーツ選手は大きい目標を掲げて、その目標に、オリンピックに出ようと思えばこういう練習をしてという、なるわけですね。つまり、一つは目標がないと、結局その日暮らしというか、そのときだけで、結局今、私の質問から1年はたっていないけれども、全然変わらない。広域だって減らないわけですよ。やはりここには、一つは目標がなければならぬと思うわけですよ。

同時に、さっき2回ほど講習会行ったとなるわけですが、その目標と同時に、具体的にやるためのそういった分別の仕方とか、それから、そもそものところで減量の意義、ごみを減らすための意義ということとを徹底してやらなければ、これは減らないわけですよ。目標と同時に具体的にどう進めるかという。その辺は今、この間減らなかったという現実を見て、今後どのようにしようと考えているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

やっぱり住民の方に周知するためには、講習会も必要であります。先ほど町長の答弁にもありましたが、ごみ減量計画の策定をちょっと考えてですね、やっぱり目標を持ってそのごみの減量化をやっていかなくてはいけないので、ごみ減量計画の策定をやっぱり現実化させて、実施していかななくてはならないかなと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれ町長の答弁でも目標、そういう前向きな答弁というふうに私は受けとめますけれども、そこで、どういう目標を持つのかということが非常に大事だと思うわけですよ。

それで、新焼却施設の建設スケジュールについて伺いました。来年の10月あたりという話。実際に、この新しい焼却施設が稼働できるのはどのくらい先になるのか伺いたいです。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

稼働時期につきましては、広域行政組合のほうに問い合わせたところ、まだはっきりしたわけではないので、公式の場ではちょっとお知らせできないということでしたので、申しわけありませんけれども、稼働時期についてはこの場ではお知らせできないということになります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

今並行して一関市議会が開かれているわけです。管理者であります勝部一関市長は、40年ごろというふうなことを実は答弁していました。ですから10年ということになります。ですから、実際に新しい焼却施設で燃やすことができるという、期間が10年もあるということです。そうすると、この10年という長い時間、期間、これを非常に好機と捉えて、ごみ減量化の好機と捉えて、それなりの積極的な大きな目標を持つべきだと考えるわけです、私は。そういう点では、さっき10%、できなかったけれども10%と。その辺については今、何か考えはありますか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

減量の目標につきましては、まだ何%という具体的なところまでは考えておりませんが、ただ、一関のほうでも基本計画をつくってございますので、それと、あとは広域行政組合でつくっております基本計画とすり合わせながら、現実に沿った、あとは新しくできる焼却施設が、先ほど10年と言いましたけれども、やはり今の施設が老朽化しておりますので、その10年間長持ちさせるためにも、ごみの減量化は必要でございますので、そういったことから基本計画の策定を検討させていただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれ、私とすれば、また後で触れますけれども、50%とか、減らす量ですよ、そういった大きな目標をぜひ持ってほしいということで考えているわけですが、そこでですけども、今広域行政のごみ処理の当町の負担というのはどのぐらいになっていますか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

広域行政組合に対しての分担金につきましては、平成29年度決算で1億1,657万3,000円、あとそのほか、起債償還に係る負担金につきましては、623万1,000円となっております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

基本的にはというか、つまり、今ごみの減量という、私、質問ですから、平泉町として焼却するごみを減らすと、つまり負担金も減るということで間違いないですか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

ごみの量とあとは人口割ということになってございますので、ごみの量も減れば負担金のほうも減ってくるということになります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

ということですから、実はごみを減らすというのは、そもそも環境への負荷とか、あるいは焼却場なんかができるところとなれば、やっぱり健康への問題もあって、そういった人的な負荷という、そういった点で減らすことができる、だから、限りなく焼却しないほうがいいし、焼却炉は小さいほうがいいということだと思っております。

しかも、焼却量を減らすと、平泉町としても負担が減ることなのですよ。つまり、財政的にもいいということなわけですよ。

大体今、広域全体の6.3%、去年の時点でしたか、ぐらいが当町の負担分だというふうになっているようですけれども、し尿処理とか火葬とか、そのほかにもあったりするわけです。焼却場とか何か建設があれば、その分の負担がまた別途かかるというのが現状だと思っております。ですから、やはり、さっき50%ということ言いましたが、10年もある、もちろんそこには計画をつくる、実際に計画つくってどのぐらいの焼却の、今105トンとかと言われてきました、これまで。そのトン数が決まって、どういう建物か、何を施設にするかというのが決まって建設ですから、実際は10年はないと思うんです。だから、まずこの5年とか、そういったところが勝負ということだと。ですから、まず50%半減するという点で、大きく目標を持ってほしい。

さっき負担金のお話をしましたが、例えば12月に言ったかもしれないけれども、今105トン、この間、焼却炉の大きさが言われてきました。それが半分の50トンにすると。端的にいってみれば燃やすごみ半分にすれば半分がいいということになるわけですよ。そうすると、半分の100億ぐらいのお金がかかると思うんです。50億にはならなくても30億、40億減るわけです。そうすると、町としては、これでも2億円ぐらい負担費用は減る。さっきのごみ減量を半分にすれば、多分4,000万ぐらい減るはずですよ。ごみの焼却の部分でいうと。だから、ごみ減量化、燃やすのを半分にすると、町の財政としては2億4,000万ぐらい、その分負担が減ることだと思っておりますね。

だから、財政的にもいいと。単に環境問題はもちろん、これは重要です。あわせて、そういった立場からも大事なのだということをおひとつ捉えていただいでですね、積極的な目標を持ってい

ただきたい。

そこです。やっぱり前回町長とも、なかなか大変だと。私も思います、そういう点では。先ほど2回目標を持つ、そして具体的に減らすための手だてのところ、やっぱり工夫が必要だと思うのですよ。その辺では何か、先ほど答弁いただいた以外には考えたことありますか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

新たな考えではございませんが、廃棄物の減量には不要物を発生させない、不要物を捨てない、長く使う、不要物を廃棄物とせず資源化すると、こういった、3Rと言っているようにすけれども、この3Rの推進が必要でございますので、今後、町民に対しましても3R運動を、いろんな形で発信して減量化のほうにつなげていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれですね、先ほど来聞いていても、町内でいわゆる啓蒙活動とか言いますかね、ごみを減らす意義、そして具体的な分別、そういったのの機会、町民にいろいろ伝える、それで勉強できる機会というのが圧倒的に少ないということだと思うのですよ。そういう点では、その機会をうんと相当ふやさないといけないのだろうと私は思います。

ですからそういう点での、この間の取り組みでは、そこは従来の域を出なかったなど。きょうもありましたけれども、例えば集団回収事業って子供たちもやっていますから、やっぱり減っているのですよ、ずっと。だから、答弁では12月も今回も、そういったことを言ってきましたが、実はずっと減ってきていると。ですから、そういった従来型の答弁を繰り返すのではなくて、具体的にちゃんと町民に、分別しごみを減らすための手だてを考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議員おっしゃるとおりでございますが、いずれ今までは要請があれば講習会に行くとか言っておりましたけれども、今回は、今後はこちらから出向いてでも、その講習会をするようなことを検討させていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

それにかかわってなのですけれども、やっぱり千葉多嘉男課長もいろいろ担当を持って大変だと思うので、前回、私、町長に鹿児島県志布志市、あるいは大崎町、これも8割資源化して、燃

やすのは2割を切っているという状況、しかもそれはもう5年でやったわけですよ。これ前回12月に言っていますからね。だから10年の焼却炉ができるまでである。多分5年、あるいはもうちょっと短いかもしれないけれども、それでもほかの自治体からすれば、横浜は400万人、470ですか、人口あっても、やはり5年ぐらいで3割、4割減らしましたからね。だから、ほかの実績ある、そういう点では、そういったところを学んできてほしいという提案をしましたが、今そういう状況にないという答弁でした。

そこでなのですけれども、千葉課長も忙しいということで、こういったごみ減量に当たる人をですね、専門職といえますか、別に知識に通じた人でなくていいと思うのですよ、ここに専門的にやれる職員の配置はできないかと、ぜひ検討してほしいという点でいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今の町民福祉課の職員配置でいきますと、専門でこういった専門職を置くということはちょっと難しいことと考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

ちょっと質問の方向を変えますけれども、今保育料、保護者の方からいただいていますけれども、年間幾らになりますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

保育所の利用負担金につきましては、3,000万ほどとなっております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

現年度で2,500だったと思いますね。つまりですね、何でそこを聞いたかといいますと、1年間で2,500ですね。10年だったら2億5,000万ですね。そうすると、例えばさっき言ったように50%、焼却炉も小さくするということになると、10年間保育料を無料にできるという、そういう金額なのですよ。

だからですね、それから、さっき専門職員どうかという話をしましたが、例えば500万円の人件費だとすれば5年間2,500万円ですよ。だから、小さい焼却炉、これは広域行政で決める、当然平泉は入っているわけですから、そういった中で意見を述べることもできるわけです。そしてごみを減らしていけば、そうした財政的な余裕が出る。そうすれば職員だって本当は配置できるわけであると。そして、町民にスローガンではなくても、呼びかけるとしたら、ごみを減らして保育料を無料にとか、あるいは高齢者福祉に使おうということになったら、町民は一生懸命やる

のではないかなと思うわけです。

実は、なかなか町長も大変だろうとさっき言ったのですが、私も共産党では5月にこのごみ焼却場、リサイクルのシンポジウムを開きました。短期間でしたが200人以上の方が参加して、当町にも案内はしたのですが、私もちょっと顔は確認できなかったのですが。

そこに参加した人たち、講師の先生方も、この手のシンポジウム集まらないのだということで、200人も来たことに驚いていましたが、そういうことで、やっぱり一関、平泉の町民の皆さん、非常に関心があるということだと思えるのですよ。だから減量ということで役場のほうでも一生懸命やれば、町民は受けとめてくれる、そしてこの参加した人の中で、もう半分にしたと、燃やすごみを。3分の1にしたという人がいるわけですよ。我が家も遅ればせながら、大きいごみ袋だったのが中のごみ袋になりました。生ごみがたしか40%ですか、重量換算で、一関広域の場合。だから、生ごみを減らしただけで4割減るのですよ。加えて、生ごみですから非常に熱効率が悪い。それを減らせば相当焼却効率もよくなれば、燃料コストも、燃料コストもというか、下がるということだと思えるのですよ。

ですから、実際にたった1回のシンポジウム聞いて、もう半分に減らした、3分の1に減らしたという人たちがいるわけですよ。ですから、確かになかなか大変ではないだろうけれども、いずれにせよ、町財政もそういう点では貢献するし、何よりも環境にとってもいいことなので、目標を持ちたいと、積極的な答弁をいただいたと思っていますので、引き続きこの点で努力をいただきたいと思いますが、もし何かあったら。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

では、それではですね、計画を持ちたいということだったので、とりあえずまずよかったなと思います。

続いて、国保税のことについて移りたいと思います。

1億585万ほどの黒字ということで、繰越金が9,000万ほどありましたので、単年度で1,270万ということでよろしいですか。

（「もう一度お願いします」の声あり）

4 番（三枚山光裕君）

繰越金がありましたので、先ほど収支の関係、決算の、国保の、答弁いただきましたが、繰越金が9,300万ほどありましたので、単年度で1,270万の黒字ということですね。ちょっと確認します。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

そのとおりでございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

ということで、平成29年度も黒字で、たしか基金が1,000万ぐらい積み増したということでありました。

そして、答弁の中で、高額給付の件もありました。それで、実は6月議会にもこの質問をしまして、そのときの最後の答弁は、財政規模の小さいところは大変なのだと。ところが、最後でした、そういうことなので、ちょっとその辺だけを深めたいと思います。少し絞って。

罹患率というのがあるわけですね。10万人当たり病気になる。その罹患率というの、ちなみに一関と平泉では違うのでしょうか、伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

疾病の罹患率については、いずれ当然ですね、一関と平泉、ほかでも違ってくるのが当然だと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

これ都道府県ごとに厚生労働省で資料を出していました。それで基本的には、生活習慣、食生活、そういったので違ってきて、多分都道府県ごとに、例えばがんであるとか、その死亡率の上位と、若干違ってきます。ただ、ここ本当に両磐広域というか、県南というか、一関、平泉というのは地域的にも食生活が違うということも基本的にはないだろうと思います、そんなに差はないというのがこの罹患率の読み解き方かなと思います。

そこでなのですけれども、これは県の保健福祉部の資料で、死亡率及びその病気のやつが書いてあって、資料なのです。これ平成27年です。胃の悪性新生物ということであると、一関、がんだけではなくて重篤なそういった胃の病気も入るかと思います。一関は平成27年度71、平泉は4人です。大体平泉、一関なら17.75倍多いということになります。それから、これは直腸、一関が14、平泉が1ということになっています。

としますと、結局、一関は財政規模大きいけれども、患者数も多いわけですよ。当然こういうふうに、罹患率もそういうふうになっていますから。ということになると、やはり一関は財政規模が大きいからよくて、平泉は財政規模が小さくて高額医療があると大変だというのは、必ずしもそうは言えないのではないかと思います、いかがでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

罹患率の捉え方でございますが、ちょっとお尋ねしますが、これは国保会計の方のがんの治療の方でございますか。それがわからないとちょっとお答えできません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

確かに、国保会計ではないのです。ただ、そこから国保世帯とか追っていくわけですが、一般論として、そうすると、要は一関と平泉で極端に、平泉は患者が多いということにはならないと思うのですよ。その辺はどうでしょうか。一関と比べて平泉は率として患者が多くなっている、そういう事実あるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

ちょっと具体的に比較する数字を今持ち合わせていませんので、お答えすることはできませんが、地域的には一関も平泉も大して変わらないので、細かいところを見ると数字は誤差は出ると思いますが、県南地区はまず同じような食生活ということは言われているのは確かです。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

だから結局、財政規模が大きいところは患者の数も多い、人口が多いからですよ。当然なんですけれども。だからそれを計算するとですね、とりわけ財政的に小さい平泉は、国保の財政的な話というものは、そこが大きい一関ここは2万8,800人ぐらいます、ここは2,000切りましたけどね、小さい自治体だから高額医療でどんと増えたら大変だというのは、実は一関も平泉も変わらないということだと思いのですよ。

そこでです。やはり今度も黒字になって基金も積み上げられました。12月、平成28年度決算で一関の2.5倍基金、繰越金があるという。一関は今年度世帯7,000円引き下げたといっている。ですから、そういったことを考えても、やはり新たに黒字が増え、基金にも繰り入れたということなんですけれども、ここですね、そんなに積み上げなくてもいいだろうと。ただ、仮に7,000円だとしても80万とかそういう数字だと思うのです、一世帯で言えば。ですから、ぜひとも引き下げをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今後の国保税の引き上げ、引き下げに向けた方向性ということでございますが、平成30年度より始まりました国保税制の改革の状況や、医療費の推移を確認しながら、また平成32年度に予定されております市町村事務処理標準システムの導入経費等の動向を見据えながら、平成32年度以降に検討していきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

国保税の引き下げという話をしたわけですが、ちょっと若干千葉課長には言ったのですが、厚生労働白書、ちょっと引いててねという話をしましたが、第1章なのですが、社会保障の機能というところ、ありますけれども、3つ言っていました。その辺もし簡単に、どういうふうな認識か、伺います。最初の2行ぐらいだけでも大丈夫です。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

白書の中身でいきますと、社会保障の機能ということで3つございます。1つ目が生活安定向上機能ということでございますし、2つ目が所得再配分機能、あとは3つ目が経済安定という、この機能の3つが挙げられているということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

単に国保世帯、国保の保険者がこの間言っているように、所得に対する負担が高いという、それで下げなければいけないというのはそれはそれであります。と同時に、今課長言われたように、白書のほうの紹介いただきましたけれども、経済の問題とかもっと大きな意味合いがあるということで、これも、働き方改革ではこの白書も100時間を言っているのですよ、ただ、いいことも書いてある。そういった点では、そこはぜひともですね、大分課長は読み深めているようだけれども、さらに読み深めていただいでですね頑張ってください。

それから、システムの話ありました。こないだちょっとヒアリング受けまして、いや実はという話なんです、これで、広域化の中で新しいシステム統一という方向が出てきまして、県にも問い合わせました、国からも聞きましたが、簡単に言うとクラウド化で、端末、最後のパソコンとかということになるのでしょうか、あるのでしょうかけれども、基本的にはコストダウンというのが県の立場です。だから、これを理由にして、いや、今度また負担かかるなということでもどんどん積み上げていって、いつになるかわからないのを、ということはちょっと違うのではないかと、いうことは一言言わせていただきますが、いずれにせよ、やはり3つ、協会けんぽ、それから組合健保と比べても相当高い負担の国保税の引き下げに頑張ってくださいというふうに思いまして、次に移ります。

農業遺産、農業振興にかかわって、いずれなかなか苦勞、町長もされてですね、きたわけですが、残念な結果となった。引き続き頑張っていきたいということですから、いずれ農業の振興、地域の振興に役立つのであれば、そういうふうないろいろな道も探っていただきたいというふうな。

そこでです。2つ目、この農業の問題では棚田、石垣か石積みかというのは、さすが菅原課長は石積みと言ったので、棚田学会では石積みと大概言っているようです、そこも石積みか石垣かという定義があってないようなところもありましたが、ということなので、基本的に私も石積み

という言葉を使いたいと思いますが、今後、石積みも石垣も同じに捉えていただければと思いますが。

そのやはり、この長島の、東稲山麓と言いましたが、私もいろいろ歩いたら、農業遺産もそういうくくりなのですけれども、相川も、それから舞川にも、それから前沢にも実はあるわけです。それは多分東稲山麓、同じ山だからだと思えるのです、石が多いということで。そういう点では非常に稀有なというか、珍しい。そして、東日本に珍しいという話もしました。それは西日本が、日本の成り立ちの中で地層が古いということが原因であるそうです。だから、地質学的に珍しいということなようです。ですから、そういった点では、価値を引き続き深めていただいて、この長島の石垣棚田の価値をですね、ぜひ十分に生かしていただきたいと思います。

そこで、農林課長なのでしょうか、地域農業を考える懇談会が開かれました。ことしは、去年あたりからですか、趣向を変えまして、参加者からいろんないわば夢も語ってもらうというような、そういった取り組みになって、私も参加しまして従来と違うなと思ったわけですが、その辺で、これまでと違った進め方をしまして、課としてはその辺のよかったとか、何か総括、評価というのはあるのでしょうか。ありましたら伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

地域農業を考える懇談会ということで、平成28年度から行っておりますけれども、平成28年度は農林振興課のほうを中心になって行ったわけです。9カ所ほどで平成29年2月に行ってございまして、昨年度につきましては2回目ということで、やはり2月に10カ所で行ってございまして、これは昨年度、農地利用最適化推進委員という委員が7月にできまして、地域の中に入ってより細かにこれから地域の農業を、自分たちの地域をどう開発していくかということも話し合いということで、2回目の昨年は、この新たに発足しました農地利用最適化推進委員が中心となって、主に皆さんから意見を聞く形で行ってございます。

1回目については行政側の説明がちょっと多かったですのですけれども、やはり地域の方々の声を吸い上げるというふうなことで行ってございまして、これについては、今後それぞれ10地区に分けて、12名の農地利用最適化推進委員がおりますので、それぞれ地域に入ってこれからより深めていければというふうに今考えています。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

私は残念ながら1カ所にしか参加できなかったのですが、それでも、今までと違ったやり方で、いわば夢も語ってほしいというふうな町のほうの言葉もあったと思うのですが、いろんな、本当に、突拍子のないというところもあるのですけれども、本当にええこんなという話も出ました。そういう点では、本当に文字どおり夢だなという点で、非常によかったのではないかなと。どうしても農家の方の不満とか、後継者がいないという愚痴めいたこともあったのだろうと思うのです。

それはそれで大事な要望なのですけれども、そういう点では非常によかったなと思うわけです。

それで、やはりこの中では、例えば長島だったら観光資源が欲しいと、それから、この間も農林課長答弁しました西行桜の活用問題、そういったこともありました、やはり石積みのことについて言っていた方もありました。

それで、私も棚田学会というのがありまして、大体学者さんたち、27人の理事のうち20人が学者さんで、あとは民間の会社の方とか、そういう方がやっているわけですが、問い合わせもしまして、写真も送ったところ、非常に素晴らしいという意見でありました。そして、先ほど来言っているように、やっぱり東日本には本当に稀有なものなのですね。ですから、そういう点で、改めてこの検証も当然必要でしょう、私が言ったからという問題ではありませんけれども、同時にですね、時間もありませんが、幾つか提案というか、検討していただきたいという項目があります。その辺を。

1つは、やはり農地の保全というのが私自身としては大事だと。結局、当然景観もなのですから、こういった休耕田が増えていく、荒れていくとなれば、仮に農業政策が変わって、さて農業でやろうというときに、もう荒れ果ててしまうという点では本当に再生というのは困難になりますので、やはりそうした立場からもこの棚田、石積み棚田の保全が必要だとなります。

今、中山間、多面的とかいろいろ草刈りなんかもそういった形でやっている、ところが景観というふうになりますと、今確かに、きのうきょうあたりだと稲刈りの準備で、畦畔の草刈りは始まってました。水の管理とともに。そうすると、やっぱり定期的に刈らないと見えないわけですね。ですから、そういった何か支援策を検討いただきたいというのが1つ。

それから、どうしても点在している棚田ですから、一見してああすごいなというところはなかなかないわけです。率直に言って。前言った農業遺産の写真にも使われていました、あの長島小学校の南の古い門の、あそこの景観が非常にいいわけですよ。だからあそこ何か、車もとめられて見れるような眺望の場所というのができないかというのがもう1つ。

それから、実はあそこの今言った棚田の前は、平石川ですか、流れている。うしろさがというようでも、あそこに杉の木がいっぱい生えているのですよ。それで、あそこの川の南側、平石沢でしょうか、住所、あちらのほうにも立派な石積みの棚田があるのですよね。だから、あの杉の木を切ると、これ景観一気に開いて面積的にも倍ぐらいになるのですよ。だからそういう点では、地権者の方3人ぐらいいらっしゃるのですが、それいいねという話もちょっと言われましたので、そういった点で、これはあの杉の木を切るのは大変なのだろうと思いますので、何かそういった伐採する手だてではないものかということです。もちろんこれは所有者との相談とか、地域との相談というのが必要になってくることだと思いますけれども、そういう点で、まずいろいろ方策をぜひ探っていただきたい。

そして最後は、やはり先ほど来言っている価値の問題です。地元の人、いや実はそうなのだという話を聞くと、やっぱり残したいねという話を言われます。ただ、みんな知らないわけですよ。ですから、町のホームページとか、いろんな機会を捉えて、これは素晴らしいものだということなど、見学会とかツアーみたいなものもあるのかもしれないけれども、そういったと

ころもぜひとも研究を深めていただきたいということです。

私も、町長の答弁にもありましたけれども、やっぱり地元の人たちというのが主体的にかかわっていかなければだめだと思いますけれども、やはり地域の振興策の一つ、そして農業、本当にきちんと農地も保全し、将来に残していくという立場からも、ぜひともその辺検討いただけないか伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

長島地区の石積み、石垣、いずれ棚田については、農業遺産の申請書の中にも触れておりますし、やはり先人が築いてきた貴重な農業遺産になるかと思えます。

景観的なことも含めて、今、中山間、直接支払制度、あるいは多面的の支払制度がありますので、それらで当面は維持管理等も行っていただきたいというふうに思うわけですが、いずれ、やはりこういった景観がきちんとしていないと遺産にはなれないのかなというふうなことも考えております。

その平石川でしたか、その川のところに杉の木が伸びていて、その長島小学校の前からの景観が、それらの木がなくなればというふうなことも伺っておりますけれども、これらについては所有者もありますし、あと今、町内のこの長島地区の棚田に限らず、大文字キャンプ場周辺でありますとか、そういったところの景観についても今検討しているところでありますので、そうした観点から、全体的にそういった伐採等の必要なところについては、計画的な形で対応できればというふうに考えます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

時間が来ましたが、いずれにせよ、DMO、そういったところとの連携というのものもあるのかもしれませんが、私もちょっと話を伺ってきました。非常にああ、それはいいですねという話もされましたが、こないだは先ほど来出ている平泉倶楽部さん、イギリスからでしたっけか、来るのだという、来る前の話もちょっと松本さんのほうからもお聞きしたところなのですが、いずれいろんなところと連携を図っていただいて、やはり地域の農業を守っていくという大きな視点からも取り組んでいただきたいというふうをお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（佐藤孝悟君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は明日 6 日、午前10時から引き続き一般質問を行います。
本日はこれで散会とします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 3時26分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤孝悟

署名議員 升沢博子

同 佐々木一治